

昭和28年5月30日第三種郵便物認可 昭和42年1月5日発行（毎月1回5日発行）第15巻 第1号（通巻152号）

婦人・青少年

'67 1

第19回 第15回全国婦人会議出席者募集

第15回全国婦人会議主題

婦人の能力を生かすために

期日 四月 十二日(水) 十三日(木)

会場 東京 虎の門 経済会館
NHKホール

近年、日本の社会は、近代的な産業社会としての特徴をますますつよくもつようになっています。国民の寿命はのび、教育水準は向上し、家族の規模は小さくなり、くらしはべんりになって、余暇もふえるなど、私たちの生活がかわると同時に、近代産業の発展にともなう、人手や新しい技術がますます求められ、また複雑化する社会のなかで、すこやかな家庭を築き、地域を住みよいものにするための工夫もいよいよ必要になっていきます。つまり、私たち一人一人が、生活のいろいろな場で、能力を十分に発揮していくことが期待されています。このような社会にあつて、私たち婦人は、それぞれの能力を生かして、生きがいのある充実した生活をしていくでしょうか。ゆたかなあすの日本をつくる力になつていくでしょうか。婦人の持つ可能性を開発し、家庭で、職場で、社会で、それを十分に発揮するには、どんな生活設計が必要でしょうか。そのために、社会になにをのぞむべきでしょうか。また、婦人が社会的に能力を生かすことと、家庭の福祉との調和を、どのようにしてすすめるべきでしょうか。第一九回婦人週間にあつて、社会の進展と婦人の生活をあらためてみなおし、婦人の能力をどのように育て、役だてるべきかを考えてみましょう。そして日ごろの経験や疑問・悩みなどについて話しあつてみましょう。

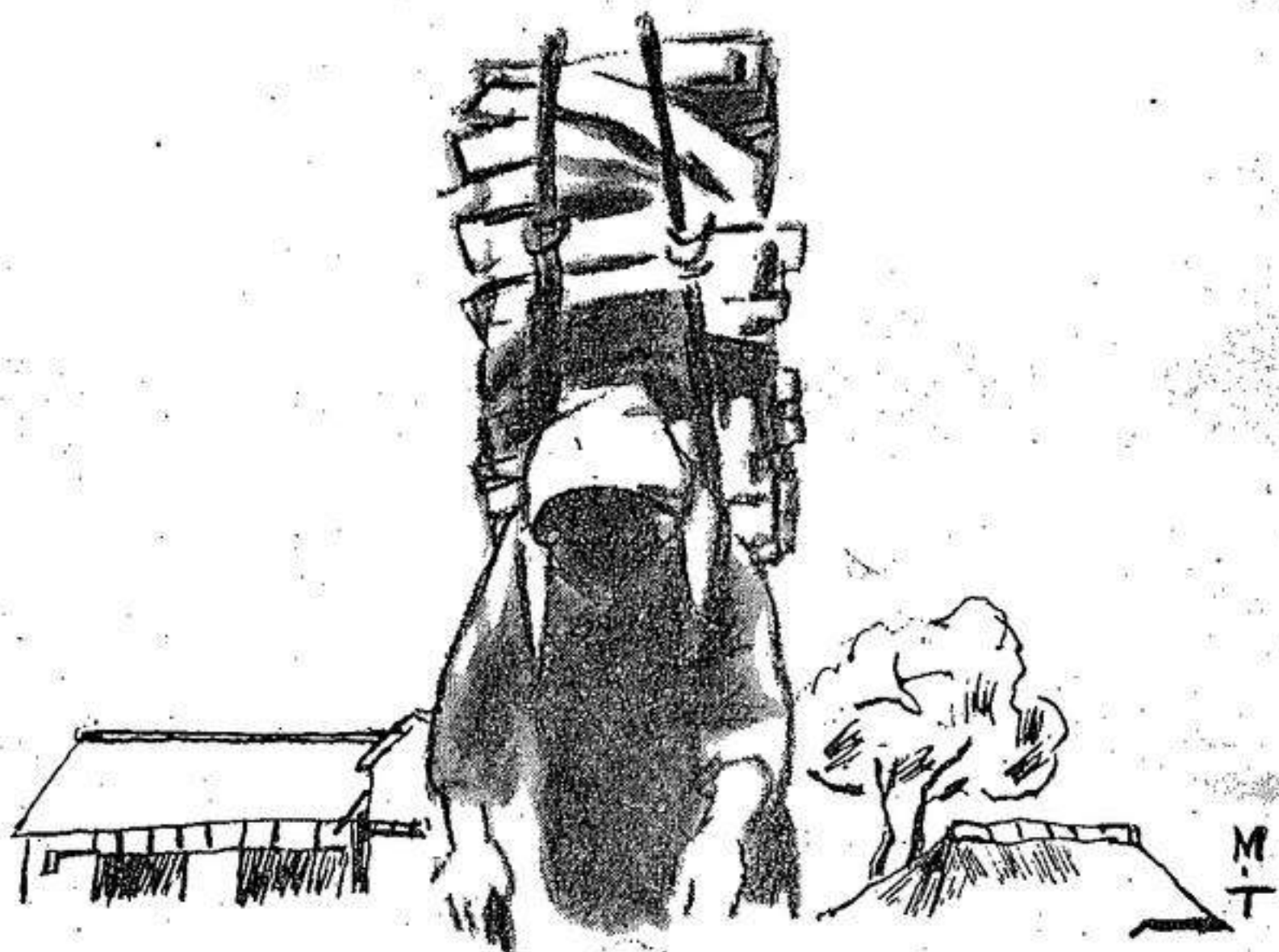
会議のあらまし

- 一、会議のしくみ
○会議は、四つの部会と、総会とによって行ないます。
○討議には、主催者の委嘱する専門家が加わります。
- 二、会議出席者について
○会議出席者は、個人の資格で出席するもので、居住県や加入団体の代表という資格ではありません。
○会議出席者の旅費(二等)と東京滞在費は、主催者が負担します。
○会議出席者は、四月上旬に開催される、地方婦人会議に、出席していただきます。
○会議出席者は、会期中、全員、主催者の指定する宿舎に滞在し、きめられたプログラムにしたがって行動していただきます。
○その他
○会議は一般公開で、その状況は、ラジオ・テレビで、全国に放送されます。
- 三、その他
○会議は男女を問わず傍聴できますが、最終日(十四日)の総会(NHKホール)のみは、整理券を必要とし、NHKまたは、婦人少年室で扱います。

会議出席者募集規定

- 一、募集人員 六〇名
- 二、応募資格 満二〇歳以上の婦人ならば、どなたでも、応募できます。
会期中(四月十一日午後三時から、四月十四日午後四時まで)を通して会議に出席すること。また、指定の宿舎に滞在することを条件とします。
- 三、応募方法 出席希望の方は、次の書類を送ってください。
(1) 所感文
○四〇〇字詰原稿用紙 三枚以内(字数超過は受付けません)
○一人一編に限り、三枚以内(字数超過は受付けません)
○所感文の課題 婦人の能力を生かすために
たとえば、つぎのようなことについて、あなたのお考えや経験を具体的に書いて下さい。
・婦人の能力をどのように生かすか。
・家庭の運営や子どもの養育に、職業生活に、すみよい社会をつくる仕事に、自分の趣味やレクリエーションに。
・私の人生設計
(若い婦人として、中高年婦人として、都市で、農村で)
・婦人の能力を生かすことをさまたげているものはなにか、それをどのように克服するか。
・婦人の能力を生かすために社会になにをのぞむこと。
・婦人が社会的に能力を生かすことと、家庭の福祉とを調和させるには、
・その他
(2) 所感文をまとめるに先立って、いく人かの人と話し合ってください。
(3) 所感文に添付するもの (同型の原稿用紙に書き、所感文の表紙に付けてください)
○略歴(氏名(ふりがな)、年令、住所、最終学歴、現在の職業、配偶者の職業、子どもの数、内職の有無)
○所属する団体・グループ名とその中であなたの活動状況
○話し合った人の名簿(氏名、性別、年令、あなたとの関係(近所の人、同じ職場の人、同じ団体の会員、夫など))
○あなたの住んでいる地域(簡単に)
○都市か、農村か、その他参考となること。
四、送り先 各都道府県庁所在地の婦人少年室
五、しめ切り 昭和四十二年二月二十五日(土) 当日消印有効
六、選考方法 中央に選考委員会を設け、書類審査により、各都道府県より一名以上を選びます。
七、発表 三月下旬、出席決定者各自に直接通知すると同時に、ラジオ等によっても発表します。
八、その他
○応募された所感文の著作権は、主催者に属します。
○この募集規定を御入用の方は、各都道府県の婦人少年室またはNHKに、返信用封筒(一五四切手貼付)をそえて申し込んでください。

主催 労働省
日本放送協会



婦人と年少者 十五巻一号 目次

きびしく現実をみつめて前進しよう……………江上フジ……………8

婦人少年問題の展望……………高橋展子……………8

第二回国連総会 第三委員会に出席して……………久米 愛……………6

「婦人の進歩のための長期計画」に
関する国連セミナーに出席して……………井上 繁子……………8

「中高年齢婦人の労働力有効活用」に
関する建議書について……………婦人労働課……………10

昭和四一年の婦人少年行政を回顧する……………婦人少年局庶務課……………18

勤労青少年ホームの運営状況……………年少労働課……………17

資料(室)

いわゆる結婚退職に基づく解雇の効力……………19

国連地域セミナーの結論と勧告……………22

婦人に関するうごき……………24

売春に関する年表⑥(完)……………26

資格を要する婦人の職業⑨……………30

資料ダイジェスト(カナダにおける婦人記者の状況)……………31

婦人労働関係資料の紹介……………32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額……………表紙 3

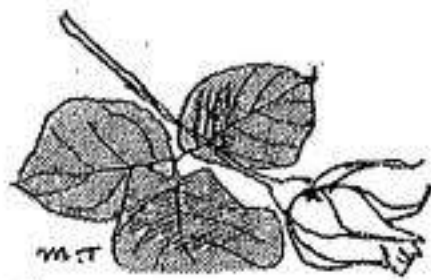
◇第十五回全国婦人会議出席者募集……………表紙 3

◇婦人少年局ニュース……………表紙 3

◇こちらになりましたか……………22

表紙・扉……………塚谷 政義……………表紙

きびしく 現実を みつめて 前進しよう



江上フジ

(NHK審査室長)

私は最近少々ゆうつである。長い職歴を持ち、その方では大先輩ということになっているが、さきゆき、婦人はどうなるでしょう、さきのこととはともかくとして、現在では

大学卒の婦人を探用してはいないようですが、開き直られると、私の胃袋は痛みはじめる。通りいっぺんの公式論ならすぐ返事が出来ても、現実には生やさしいものではない。

今日、たしかに婦人の雇用者は増加の一途をたどっている。数の上ではご同慶のいたりであるが、よく考えてみると、職場では便利に使われてはいるが、決してイニシヤチブをあたえられていないようだ。労働力が不足している方面では、多少気も使うが、いつの時代でも、婦人労働の位置づけは不安定である。不用になればただちにお払い箱である。

婦人の場合、また、ふしぎと何となくその始末が、あたかも大地に雨水がしみこむようにつけられてしまう。不足して来ると、また、土を掘り返して水を汲みあげるように集める。今は、若年労働者不足とだきあわせで、中高年層の婦人労働がすい上げられようとしているが、手放して喜んでいくわけにはいかない。単純作業の名目で、低賃金の魅力で買いたたかれる危険がある。

高校卒は正式に入社出来ても、大学卒は臨時雇いという珍現象はざらである。職業の機会均等には、まず教育の平等からと張り切ったのは戦後のわずかな間で、今では女子大学生をシャットアウトしようとする大学もぼつぼつ出ている。入社後六年たてば、六割は退職してしまう現実、企業効率からいって、ぜひ女性でなければという職場以外、男性優先となってしまう、ことしあたりから、一般に大学卒業生がだぶついて来ると、いっそ、女性にはじき出されてしまう。

この原稿を書いているとき、テレビの「時のうごき」の放送で、長野県の農村の主婦たちが、農夫病になやまされているいたましいドキュメントを放送していた。夫は出稼ぎにいき、息子や娘たちは街に出て、あとは老人と主婦が野良で働きつけ、農閑期には工場のトランジスターの部分品の仕事に背中をまわしている。おばあちゃんがつれて来た赤ん

ぽに乳をのませる時間が、やっとひといきつくなごやかなひとときである。からだを傷めすぎると検診の医者に注意されても、つき出されたマイクに向かって、働けばそれだけ金になるからといってにこにこしている。しかし、農夫病が農婦病になったのでは、むかしの働けど働けどの生活から少しも脱却していないのではないか。私は意外と明るい農婦の表情がかえって気になる。

このようなことは農村に限らない。何のために働くか。この言い古され、考えつくされたかのようにみえることが、また、堂々巡りをして、振り出しにもどって来たような気がする。しかし、ぐるぐるまわりながらも、その輪が少しずつ前に進んでいることはたしかである。

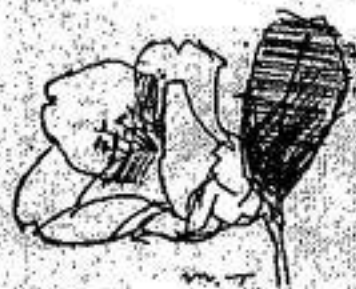
ことしの婦人週間のテーマは、婦人の能力を生かす——ゆたかな人生のために、あすの日本のために——である。日本の各地で、この問題が多くの婦人のあいだで話しあわれることだろう。しかし、こうあるべきだ、すべきだ、の公式論はもうたくさんである。現実の問題を笑いでごまかすことなく、泣きごとですりかえることなく正直に、きびしく見つめ、考え、そして、前進のための方向を発見したら、勇気をもって歩きはじめたい。

婦人少年問題の展望

——一九六七年をむかえて——

高橋 展子

(労働省婦人少年局長)



婦人少年局が創設されて今年は二十周年をむかえようとしています。この間に日本の社会はめまぐるしく変化し、婦人・少年の問題もいろいろな推移を経てきました。とくに近年のわが国社会に見られる広汎な構造的変化は婦人少年問題に大きな影響を与えているようです。

婦人少年局では、そうした社会の動きに対応して、婦人の地位の向上、婦人・年少労働者の福祉増進のための方策をすすめてまいりましたが、一九六七年におきましても、婦人少年問題についての新しい展望にたつて、一そう努力をしてまいりたいと考えます。

さて、しばしばいわれることですが、近年におけるわが国社会の変化はまことに目ざましいものがあります。経済の成長がつづき、都市化がすすみ、教育水準が高くなり、くらしは便利になって、日本の社会は次第に高度の産業社会としての性格をつよく持つようになっております。そしてこの傾向は、「安定成長」基調のな

みに、今後も着実に継続してゆくものと考えられています。

ところで高度の産業社会では、一般に、その成員の資質の向上、能力の活用が大きな課題となります。なぜなら経済の発展のためには多くの人手と新しい知識や技術が必要となりますし、複雑化する社会生活に秩序と均衡を維持しながら前進をつづけるためには、政治・文化・社会福祉等の面において、人々の高度の理解力と積極的な参加が必要となるからです。そこで、そのような社会では、男女にかかわらず個人の能力が尊重されることとなります。婦人についても、いわゆるフェミニズムの見地からばかりでなく、働き手として、家庭や社会の福祉のにない手としての婦人の能力の発揮が、社会的要請として求められるようになり、また、青少年についても、ヒューマニズムの立場からばかりでなく、次の世代のにない手として、その健全な成長が強く求められてきます。欧米のいわゆる先進工業国において、婦人が活発な経済

活動、社会活動を行ない、青少年がゆきとどいた保護をうけているのも、けだし当然のことといえましょう。

もちろん、婦人がその能力を高め、それを十分に発揮しうるような状態、青少年が十分な保護指導をうけて健全に成長しうるような状態というものは、高度の産業社会の形成をまつ以前に、個人の幸福の追求という見地から、近代自由主義思想が高くかかげた理想であり、近代化を志向する多くの国家が基本的な政策目標にかけるものです。したがって、わが国でも戦後、民主国家としての再編成が行なわれたとき、婦人の地位の向上、青少年の保護育成について大きな関心が払われたのです。婦人少年問題を扱う特別の行政機関として婦人少年局の設置をみたのも、そのような理想追求の姿勢の一環とみることができましょう。

しかし、昭和二十年代においては、日本の社会は戦争による疲弊と戦前からもちこたえた古い体制——しばしば封建性と言はれましたが

——の圧迫のなかにあつて、なかなか近代化がすすまず、とくに過剰人口の重圧に苦しんでおりました。そのため、婦人の能力の尊重、年少者の保護というような理想は、社会の現実のなかで、多くの抵抗に遭遇しなければなりませんでしたが、ところが、経済の復興とともに、わが国の社会は次第に近代化の歩を早め、とくに三十年代の高度成長にともなつて、社会の各分野で構造的な変化がつつきました。そして、高度の産業社会としての性格が強まるにつれて、婦人・少年の生活を圧迫している要因が次第にとりのぞかれていき、かわつて、近代化に伴う新しい問題が生まれ、さらに、あたらしく婦人や少年をふくむ国民全体の能力の向上についての社会的期待が強まってきたとみることができましよう。

そのような意味では、古い体制からの解放を主眼とした昭和二十年代、急速な近代化への適応にいそがしかった昭和三十一年代を経て、昭和四十年代のわが国は、「能力尊重」の時代へと移行しているといえましよう。

すでに数年前に、人的能力開発についての経済審議会の答申が行なわれていますし、一昨年末に出された社会開発懇談会の報告書も人的能力の開発を力調しています。また、昨年成立した雇用対策法は、労働者がその能力を十分に発揮できるように諸条件を整えることを目標としております。民間においても、学校施設をふくめて教育訓練の機会が拡大し、適性や能力を中心とする産業秩序の形成への動きが活発にな

つております。

このようなすう勢は、婦人の地位の向上、婦人・年少労働者の福祉増進という立場から大いに喜ぶべきことといえましよう。婦人・年少者の幸福という観点から推進されてきた理想が現実社会の要請に符合するという、好ましい状態が形成されつつあるからです。すなわち、婦人少年行政にとつて、大きな前進の可能性を約束する時代に入ったということができましよう。少なくとも観念的には、そのような新しい時代に到達したということができましよう。

しかし、もちろん手放しで、可能性を謳歌することはできません。高度経済成長を主軸とするわが国の近年の近代化は、社会の各分野にいわゆる「ひずみ」を生じており、それが社会の均衡ある発達を阻害していることはしばしば言われることですが、そればかりでなく、近代化そのものが、外面のばなばなしさにかかわらず、内面的には未熟な点が多く、したがって、近代社会としてのすっきりした体質になりえない点が少ないのです。すなわち、わが国では、社会の近代化の過程が非常に急速であったため、一般に文化的遅滞や地域的階層的不均衡等の跛行的現象が目立っています。とくに思潮、制度、慣行等の面に前近代的なものが厳存していて、正常な近代化のさまたげとなっているのです。

たとえば労働経済の面についてみると、わが国経済は長い間の労働力過剰になれて、生産、流通、消費等の諸制度慣行がこれと結びついて

います。とくに労働市場の内部には、年功序列賃金に代表される身分的な雇用賃金慣行が、多年にわたって形成されています。そのため個人の能力の発揮が阻まれ、また労働力の円滑な流動化が行なわれず、国民経済の生産性の上からも、企業の経済効率の上からも、労働者の福祉の上からも、大きな問題を形成しています。とくに近年わが国の就業構造、雇用情勢に変化が生じ、多くの分野で労働力不足がいわれるようになりながら、なかなかこれらの制度が是正されず、そのためたとえば、企業経営が困難になるほどの人手不足の分野がありながら、反面、中高年齢層については依然として雇用の道がとざされている現状です。あるいは、学歴偏重・年功序列の身動きのできないようなヒエラルキーのなかで、有為の人材が埋もれたり、勤労者が無気力になったり、ということが、しばしば指摘されております。

このような状況のもとで、婦人・年少労働者は、とくにその影響をうけることが多いといえましよう。

すなわち、近年、婦人労働力に対する需要は増大の一途をたどり、今日婦人は全雇用労働者の三分の一、九百万人を数えるに至り、わが国経済の重要な手としての比重は極めて大きいのですが、依然として婦人を補助的労働力としてのみ扱い、技能訓練や昇進の機会を十分に与えないという伝統的な態度は是正されず、婦人の職業能力がいたすらに眠っている場合が多いことが指摘されています。あまつさえ、若年定年

制や結婚退職制などという、外国には例をみない制度によって婦人を排除する職場も少なくない状態です。

また、年少労働者の場合も、需給関係の逼迫に伴って、労働条件や労働福祉の面の向上は著しいものがありますが、労働市場内部における学歴偏重・技術軽視の伝統や雇用慣行が是正されないままなので、年少者たちはとくに将来への希望をひしがれやすく、失意・挫折感に悩まされやすい状態におかれています。近年、社会的に重要視されている年少労働者の離職の問題も、その大きな原因の一つがここにあるといえましょう。労働力不足がいわれ出して数年たつ今日、なお、このような状態がみられることは、いかにこれらの制度慣行が、わが国社会に深く根をもっているかを示すものでしょう。

一般社会生活の面でも同様に、わが国社会の体質的な特殊性がみられます。現実には、今日のわが国では家庭は消費単位化して、家庭生活の運営・向上は殆ど主婦の力に全面的に依存する傾向にあり、農家では生産面までも主婦に依存しております。またベッドタウン化する都市住宅地では、地域の福祉や文化の向上も婦人に依存することになり、ひろくは国の政治も、男子より二百万も多い婦人有権者の見識と責任感に負うところが極めて大きいのです。一方婦人の教育水準は非常に高くなり、マスコミの普及もあって今日の婦人はゆたかな知識や教養をもっています。このような現実の動向のなかにありながら、しかもなお、戦前の日本社会を支配

した男性中心の思想や慣行が、生活のいろいろな分野に、意識的、無意識的に根強く残っております。そのため婦人の可能性がのばされず、積極性が抑圧されて、家庭においても地域社会においても、婦人の創造力は十分に発揮されないことが多いといえましょう。

とくにわが国では一般に、社会生活において、近代的な市民の能力を尊重し活用するという体制が確立されておりません。現実には、都市化が進行し、交通機関が発達し、核家族が一般化する等の傾向のなかで、すでに市民的な地域社会が形成されており、地域の福祉・文化・政治の向上発展のためには、自由な市民の果たす役わりが大きいはずなのですが、伝統的な部落共同体的な意識からの脱皮が十分でない面もあって、地域社会のメカニズムのなかに個人の才能をおりこんで、自治の原動力とする姿勢がとられておりません。また住民の側にも、個人主義的な考えかたや行動は発達しましたが、個人と個人を結びつける紐帯としての市民意識が未熟であり、また社会の向上のための活動への自発的参加という伝統も育っておりません。このような風土に加えて、性別による偏見があるため、婦人の市民活動はのび悩んでいるようです。知識水準も高くなり、時間的にも余裕をもつようになった婦人たちが、そのエネルギーを積極的に発揮し、その人格を発展させる場の少ないことは、婦人の生きがいという点からも、また社会の進展のためにも遺憾なことといえましょう。

今後いっそう成長発展をとげようとするわが国社会にとっては、国民の能力の自主的な発揮を阻害する要因を排除し、その積極的な開発をはかるための方策の推進が大きな課題となります。

婦人少年行政におきましても、このような展望をふまえながら、いつそう前むきに仕事をすすめてまいりたいと考えます。

とくに、本年は、婦人週間に「婦人の能力を生かす」というテーマをとりあげ、家庭で、職場で、地域社会で、婦人の能力を育て役立てようという基本理念を強くうち出したいと思えます。

また、かねてから進めている婦人労働力有効活用対策については、とくに中高年婦人の雇用問題をめぐって具体的な方策を検討したいと考えます。さらに、既婚婦人の雇用の増大傾向に伴って社会的関心の高まっている「婦人の職業と家庭生活の調和」という課題について、研究を進めたいと考えます。

内職対策や農村の出稼家庭対策の強化も今年の課題でありますし、勤労青少年ホームの増設はまさに時代の要請であると存じます。

各方面との連絡を一層緊密にしながら、努力をして参りたいと、年頭に当って思いを深くするのでございます。

第21回国連総会第三委員会 に出席して

久 米 愛

(弁護士)

国連総会は毎年九月の第三火曜日から三か月にわたって開催される。

第二十一回国連総会は一九六六年九月二一日に始まり、同年十二月一九日に閉会した。総会は、本会議の外に七つの委員会に分かれ各委員会に議題が割り当てられる。そして各委員会で審議票決され、それが国連

たものがさらに本会議で採決され、それが国連の決定になるわけである。

私は、第二十一回国連総会に、日本政府代表代理として出席し、第三委員会を担当した。第三委員会は、別名「社会人道文化委員会」が示すように、その議題は社会問題や人権に関するものばかりである。政治委員会(第一)や経済委員会(第二)のように、新聞紙面を賑わすような議題は、極く稀である。

第二十一回国連総会で第三委員会に割りあてられた議題は次のようなものである。

- 一、世界社会情勢
- 二、国連難民高等弁務官報告
- 三、婦人に対する差別撤廃に関する宣言案
- 四、あらゆる形態の人種差別撤廃問題

(イ)あらゆる形態の人種差別撤廃に関する
国連宣言の実施のための措置
(ロ)あらゆる形態の人種差別撤廃に関する
国際条約に関する状況

- 五、人種的偏見及び宗教的不寛容の表示
- 六、あらゆる形態の宗教的不寛容の撤廃に関する宣言案並びに国際条約案
- 七、報道の自由に関する宣言案並びに条約案
- 八、国連人権高等弁務官の設置
- 九、国際人権規約案
- 十、国際人権等に関連して行なわれるべき事業計画並びに国際人権会議準備委員会報告
- 十一、経済社会理事会報告

以上、大変盛況山である。三か月足らずの間にこれら全部の審議を完了する事はもとより不可能である。世界社会情勢、難民高等弁務官の報告、等は過去一年の報告を審議するので、当然一會期で終るが、いろいろな宣言案や条約案は何年も連続して審議されており、なかでも世界人権規約は一九四九年以来審議されているものである。

以上の議題のうち、今議会で手をつけたのは、一、二、三、四、九、十、及び十一だけで他は次回総会で審議されることになった。しかも、本当に時間をかけたのは、四と九ぐらいで、例えば、「婦人に対する差別撤廃に関する宣言案」は、修正案が多数出ていること、またこれを起草した婦人の地位委員会の構成国の数がふえていることを理由に、もう一度婦人の地位委員会に付託検討してもらおうという趣旨の決

議を採択しただけで、実質的審議は殆んどしないで終わった。また毎年多数の発言者があり、種々の決議案が提出されるのが例である「社会経済理事会報告」も、ほとんど発言者もなく、たった一會議で終わってしまった。他の議題も、例年にくらべて至極簡単にあっさり片づけた感じであった。そしてその原因は、第三委員会が、全力をあげて、今総会での人権規約の完成を期したからであった。

人権規約は、人権の分野において国連のなしたとげた大事業の一つに数えられてよいものだと思う。また、人間の権利が始めて世界的に認められ、人間の権利の歴史の中で画期的な出来事ということが出来るので、これについて簡単に説明したい。

一九四七年国連は、人権宣言、人権規約及びその実施規定から成る世界権利憲章の起草に着手することを決定した。そして一九四八年十二月十日、あの有名な世界人権宣言が本会議において採択公布された。その後一九四九年から一九五四年までかかって、社会経済理事会の機能委員会である国連人権委員会は、二つの国際人権規約、即ち社会経済文化権に関する規約と、市民政治権に関する規約と、その各々の実施条項を起草し、これを社会経済理事会を経て国連総会の審議に付託した。そして一九五四年の第九總會から、第三委員会においてこれら両規約の審議が始まった。毎年、山積する議題の中で人権規約の審議に割当てられる会議数は必ずしも多くはなく、また各国から提出された修正案

は意外に多く、審議は遅々として捗らなかつたが一九六三年の第十八回総会で実施規定を残して、両規定の実質条項だけは審議が終了した。

国連では、かねて一九六八年を国際人権年として、人権に関する事業を計画しているもので、世界人権規約を何としてでも第二十一総会で完成したいということであつたので、今総会で人権規約を優先的に審議することが前年の総会できめられていた。そこで十月十四日から、ほとんど全部の会議と、終り頃には深夜におよぶ夜間会議もやった末、ついに実施規定の全部及びナイジェリア・カナダ・チリ等十か国提案の「個人の請願権に関する附属議定書」の審議を終り、十二月十六日、人権規約全部と右附属議定書が本会議で採択された。

世界人権規約は、社会経済文化に関する権利 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) と市民政治権に関するもの (International Covenant on Civil and Political Rights) の二部から成り、前者は実質条項十六か条、実施条項十か条並びに最終条項 (批准・発効の時期、改正の手数等に関する部分) 六か条、後者は実質条項二十七か条、実施条項二十か条、最終条項六か条からなっている。

二個の人権規約にうたわれているさまざまな人間の権利を、国際的に保障・実現する方法を定めたのが実施規定であるが、冒頭ソ連の代表が、二個の人権規約に各々異なった実施方法を定めるのは理由がない、社会権も政治権も共に

重要な基本的人権であるから、同一の実施方法をもつべきだと主張して、別々に実施条項を定めた原案に反対した。これに対して、西欧諸国をはじめ、共産圏に入らない多数の国は、経済社会権と市民政治権とは同じ人権でもその性質が違ふのだから、別個に実施方法を定めることを主張した。例えば、参政権、言論・宗教等の自由権等は、直ちに実現すべきであり、また実現され得るものである。これにひきかえ、教育を受ける権利、健康にして文化的生活を営む権利等の社会経済権は、国によっては、直ちに実現することは不可能である。国それぞれの経済的発展の段階や社会開発の程度に左右されるのであるから、暫進的に実現してゆく方法が認められるべきだといふのである。結局、後者の意見が多数を占め、人権委員会の原案に従つて審議することになった。

実施方法を一口でいふと、経済社会権については、加盟国は、定期的に自国のこれらの権利の保障の現状と、これに対してとつた措置を国連事務総長に報告する義務を有し、事務総長はこれを経済理事会の審議に附するといふものである。これをリポーディングシステムと呼んでいる。

市民政治権については、新たに人権審査委員会 (Human Rights Committee) というが、人権委員会 (Commission on Human Rights) と区別するために筆者が、勝手に審査という文字を附した。いずれ公式な訳語が出ると思ふを設立し、加盟国は、これら人権の保障に関し報告の義務がある外、一国は他国

の人権侵害の事実をこの委員会に持込むことが出来る。この委員会の権限をどの程度までにすかといふことについては、議論が沸騰した。結局その権限は仲裁的役割でしかなく、その上、委員会の管轄を認めるかどうかは加盟国の自由ということになった。

また、この委員会に、国ではなく、個人が国の権利侵害の事実を提出出来るかどうかについての多くの議論がついやされた。しかし、個人の委員会への請願権については、日本を始め反対する国が多かつたので、人権規約自体にはこれに関する規定をおかず、別個の附属議定書として人権規約とは別個に各国が批准する事にした。これが上記の「個人の請願権に関する附属議定書」である。

人権規約は、三十五か国が批准して後、三か月を経て発効することになっている。人権委員会の原案では、発効の時期を二十か国批准後となつていたが、当時は国連加盟国が五十数か国であつたのが、現在では百二十一か国にふえているのであるから、たった二十か国の批准で発効させるのは、世界人権規約としては、その普遍性という点から、少な過ぎるといつて三十五か国で落ち着いた。

なお、日本は今年始めて、世界の難民の救済厚生に努力している国連難民高等弁務官の事業に、二万ドルを寄附して、アジアの先進国日本が難民救済事業に関心を寄せたといつて、高等弁務官アガ・カーン氏から、大変感謝されたことを附言しておく。

「婦人の進歩のための長期計画」に関する国連セミナーに出席して

井上 繁子



— 開 会 式 —

十二月六日から十九日まで、国連の「婦人の進歩のための長期計画」についてのセミナーがエカフェ地域各国の参加によって、フィリピン、マニラ市の中心部にあるWHO（国連世界保健機構）ビルで開催されました。

エカフェというのは、ご承知のとおり、国連経済社会理事会の補助機関である地域経済委員会の一つ、アジア極東経済委員会（Economic Commission for Asia and the Far East）の略称で、地域内およびこの地域と特別の利害関係をもつ国連加盟国二十五か国が加盟しており、準加盟国として、香港とブルネイが参加しています。

今度の「婦人の進歩のための長期計画」に関するエカフェ地域セミナーは、国連総会の決定に従い、加盟各国に人権問題解決のための経験や知識を交換する機会を与え、人権尊重の機運を高めるための人権セミナーの一つとして開催されたもので、エカフェ地域から、アフガニスタン、オーストラリア、カンボディア、中国、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、ラオス、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、香港、ブルネイ、西サモアの十七か国、エカフェ地域外からの特別参加として、コロンビアの代表が参加しました。このほか、イギリス、アメリカからの傍聴者、二十六の民間団体からの傍聴者、ユネスコ、WHOからの参加等に加え、総数約

百名に達する盛大な会議でしたが、日本からは正式代表唯一人というのはちょっと淋しい気がしました。

第一日目の開会式には、アジア諸国の代表・傍聴者がそれぞれ国際色豊かな服装で出席し、マルコス大統領夫妻も列席して難段に並び、色彩も顔ぶれも豊かな華やかなものでした。

主催者として、国連事務総長の開会メッセージ（代理として国連事務局婦人の地位課長ミセス・ブルースが代読）、来賓としてマルコス大統領の演説等があり、その後、十四日間にわたる会議の役員選出を行ないました。議長には、地元のフィリピン、副議長には、日本、韓国、イラン、カンボディア、書記には香港が選出されました。

この役員選出では、アジアにおける日本の立場を身をもって感じさせられるような気がしました。十四日間の会議を通してもしばしば感じたことですが、日本は今や、アジアのリーダー格として、注目の的になっており、遠慮しようと思っても、いや応なしに責任あるポストにかざれてしまう。いろいろな意味で、責任のなれは許されない立場にあるのだと考えさせられたことでした。

二日目からは本格的な会議に入り、アジアおよび極東諸国の婦人の進歩のため、特に長期計画をどのようにたてるかについて真剣な話し合いがなされました。

まず、婦人の政治上的権利の問題については、各国とも政治の分野において、婦人は法制上男女同権になっているのに、現状との間に大きなずれがあることが問題となりました。そして、婦人の教育の不足、婦人が公的活動に参加することに対する社会の偏見や婦人自身の因習的な考え方、また婦人が公的地位につくようになってからの歴史が浅いことなどが原因としてあげられました。そのため、婦人に対して、婦人自身の権利とそれを行使する手段について十分教育することが必要であり、また婦人が議員や高官のような高い公のポストにつくことに対して反対する世論に対しては、啓発活動を強力にやり、また家庭において、特に子供の教育によって、婦人が公的活動にうけ入れられるような気運をつくる基礎づくりをすることが大切だということなどが話し合われ、婦人自身が進んで公的活動に参加したり、政治的に高いポストにつくことができるようにするためには、婦人の教育水準を高めることが必要だというのが、一致した意見でした。

このほか、婦人の結婚に伴う法制上の問題点が話し合われた中で、ある国では児童結婚や強制結婚がまだ行なわれていることや、婦人の内親が死んだ場合にも、その婦人に対する財産の配分が夫よりも少ない例などが報告され、またある地方では、婦人が夫と死別すると、夫の兄弟がその未亡人を、財産のように相続

できることになっているという実情も話されて、多くの出席者を驚かせました。

経済と社会の分野での婦人の問題については、アジア諸国の婦人の上にも、国の工業化に伴う諸問題の影響が出はじめたことが多くの国の代表によって述べられました。婦人が雇用労働者として働く機会がふえてきたため、婦人の地位

の向上のためには、職業教育、技術教育の機会が男子と同様にひらかれることが必要であり、また企業が婦人を進んで雇うようにするためには、政府が保育所等の設置や、社会福祉、社会保障の確立をすすめる必要があることなどが話し合われました。そして、このような話し合い

の中で、従来アジア諸国で一般に見られた大家族制度が、最近の社会的、経済的、政治的变化によってくずれはじめ、今までその制度の中で処理されてきた問題に対処するため、新しい社会的サービスが必要となってきたこと、即ちアジア諸国の近代化の過程が浮きぼりされて、非常に興味を湧きました。婦人や子供のための社会福祉施設の設置は、それぞれの国の政府によって進められていますが、各国とも不足しており、民間団体の代表から、婦人団体や協同組合もこの面で大いに活動している実情が紹介されました。

また、婦人の進歩のためには、雇用の機会をとらえてゆくことが必要だという意見が多く代表によって述べられましたが、一方、工業化に伴う社会の変化に

よって、長時間労働、低賃金、劣悪な住宅条件、貧民窟、病気、売春、家庭の崩壊、少年犯罪等の諸問題が婦人をおびやかすようになることを警戒しなければならぬということが話題となり、これらの諸問題解決のために、婦人が貢献しなければならぬ分野がたくさんあることなどが話し合われました。

さらに中高年齢婦人のためには、若い婦人と同様に職業訓練が必要であり、特に家庭責任のために職業から遠ざかっていた婦人に対する再訓練が必要であること、また保育所等の施設の充実が急務で



—会議（左端筆者）—

あること、パートタイム労働について検討する必要があることなどが強調されました。

次に、エカフェ地域における人口の増加は著しく、このままでは、婦人の地位と健康に害を及ぼすだろうという発言があり、家族計画をすすめることによってこの問題の解決をはかる努力をしているということが、二、三の国から報告されました。しかし、国によっては、宗教上の制約や国の将来に悪影響を及ぼすという懸念から家族計画がすすめられないという実情がのべられ、ある代表からは、国連が地域内の実情を調査し、これに対する対策をたてる基礎資料をつくり、WHOやユニセフの保健計画の一環に家族計画を組み入れ、家族計画の相談指導にあたる診療所を設置してほしいと要望が出されました。また、家族計画については、日本は非常に進んでいるという認識がアジア各国の代表の間にゆきわたっており、個人的にもいろいろと質問をうけました。

最後に教育の問題が話し合われましたが、国の財源の不足から、学校と教師が十分に確保できないことや、親の認識不足が原因で、初等教育も受けていない子供がアジアには大勢おり、特にその割合は女子に高いということが問題としてとりあげられ、まず、学校の建設と先生の養成が急務であり、これが十分に進まなければ、いくら義務教育といっても意味

がないという話になりました。

「高校全入」が叫ばれ、義務教育制がしかれてやがて百年になるうとしている日本の現状と考え合わせて隔世の感があります。今まで話し合われたいろいろの問題の中で、婦人の無知がその地位の向上や進歩を阻む大きな要素になっているという事実や、ユネスコの代表からの、エカフェ地域に文盲の婦人が九千万人もいるという報告などと考え合わせて、今更ながらアジアの後進性に唖然としました。文盲の率は国によってちがいますが、婦人の九〇％が文盲だという国がいくつもあり、六〇％という国と合わせて十指に余る程です。すぐれた国際人として活躍しているこれらの国々の代表が、その国内では、いかに少数のえられた婦人達であるかということを感じ、あらためてこの人達の顔を見直す思いでした。

二週間にわたるこれらの話し合いは、会議の役員によって構成された起草委員会によって「婦人の進歩のための長期計画に関する結論案」にまとめられ、これが出席者全員によって支持され、決定されました。（本誌22頁「国連地域セミナーの結論と勧告」参照）

（婦人労働課長補佐）

中高年齢婦人の労働力有効活用 に関する建議書について

婦人労働課

労働大臣の諮問機関である婦人少年問題審議会(労働省設置法第十三条)では、昭和四十一年十一月十四日に開催された

総会において「中高年齢婦人の労働力有効活用に関する対策」について審議した結果、同対策に関する建議書を会長(田辺繁子氏)より山手労働大臣はじめ、大蔵、文部、厚生、建設の各関係大臣に提出した。

なお、本対策は婦人労働部会(部会長平田富太郎氏)が中心に、四十年九月以来七回にわたって審議を重ねてきたものである。

中高年齢婦人の労働力有効活用に関する建議書(全文)

昭和四十一年十一月十四日

労働大臣 山手 満男 殿
大蔵大臣 福田 赳夫 殿
文部大臣 有田 喜一 殿
厚生大臣 鈴木 善幸 殿
建設大臣 橋本 登美三郎 殿

婦人少年問題審議会会長

田 辺 繁 子

中高年齢婦人の労働力有効活用のための対策

近年、婦人労働者数の増加は著しく、特に中高年齢者、有配偶者の婦人労働者中に占める割合は年々上昇しており、今後経済社会の進展に伴ってこの傾向は強まるものと予想される。このため、中高年齢婦人の雇用労働力としての重要性は増大してきており、これらの婦人労働者が単なる代替的あるいは補充的な労働力としてではなく、その能力を有効に発揮できるようにすることがわが国経済の円滑な発展にとって重要になってきている。

しかし、中高年齢婦人の多くは、その特質から就業にあたり種々の複雑な問題を伴っており、その職業能力を有効にいかすためには、これらの諸問題に対処し、その特質を考慮した対策を緊急に講ずる必要があると考えられる。

婦人少年問題審議会は、以上の観点にたって「中高年齢婦人労働力の有効活用のための対策」について審議を行なった結果、今般別紙のとおり結論に達した。

関係行政機関におかれては、問題の重要性にかんがみ、それぞれ所要の措置を講ぜられるよう切に要望し、建議する。

別 紙

中高年齢婦人の労働力有効活用のための対策

I 中高年齢婦人の労働力化に伴う諸問題

1 わが国経済の発展と中高年齢婦人の労働力

従来わが国の婦人労働者の特色は、若年女子の結婚前の短期的就業であることがあげられていた。このため婦人労働者は企業の中で、補助的労働者として扱われ、一般に技能訓練、昇進の機会が少なく、また婦人労働者自身の側にも職業に対する意欲に乏しい面が指摘され、婦人労働者の多くが未熟練労働者の地位にとどまる結果となっていた。

しかしながら、近年の経済発展のなかで婦人労働者の性格には次のような変化が起きている。すなわち、三〇歳あるいは四〇歳以上の層の急速な増加に伴い、平均年齢が上昇し、また結婚後も働く者の数が増加し、有天の婦人の全女子雇用者中に占める割合は三五%に達した。さらに女子の教育程度が向上した結果その職業分野も専門的、管理的な分野に徐々に拡大しつつあることも見のがすことができない。

以上のような変化の背景にはさまざま

の事情があることはいうまでもないが、まず経済規模の拡大と発展に伴う労働力に対する需要の増大という点があげられよう。

表 1 年次別男女別雇用者の平均年齢

年次	女	男	資 料
1949	23.8	32.5	労働省個人別賃金調査
1954	25.4	33.2	"
1959	26.3	32.8	労働省賃金構造基本調査
1962	26.9	32.8	労働省特定条件賃金調査
1965	28.1	33.2	労働省賃金構造基本統計調査

次に供給側の条件の変化として以下のことをあげることができ、すなわち、女子人口全体の中にも中高年齢層の増大、女子高等教育の普及等により、労働力の中にお

表 2 未既婚別女子雇用者の推移 (1955~1965年)

未既婚別	1955	1960	1961	1962	1963	1964	1965
	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	(753)	(769)	(797)	(821)	(860)
未婚	64.6	62.4	(453)	(456)	(461)	(460)	(466)
有配偶	21.0	25.0	(209)	(225)	(247)	(270)	(300)
その他	14.4	12.6	(86)	(87)	(89)	(90)	(94)

注 () 内数は雇用者数、単位万人

資料: 1955・1960年は国勢調査、1961~1965年は労働力調査(1961年のみ10月期、非農林業のみ)

表 3 英国における女子雇用者の年齢別構成

	1954 年		1963 年	
	雇用者数 千人	総数に 対する割合 %	雇用者数 千人	総数に 対する割合 %
計	7,350	100.0	8,160	100.0
18歳以下	705	9.6	831	10.2
18~19	548	7.5	595	7.3
20~24	1,078	14.7	1,038	12.7
25~29	742	10.1	628	7.7
30~34	708	9.6	607	7.4
35~39	624	8.5	738	9.0
40~44	746	10.1	871	10.7
45~49	737	10.0	812	10.7
50~59	1,118	15.2	1,524	18.6
60歳以上	344	4.6	516	6.3

資料: Annual Abstract of Statistics,
No. 101 1964

いて中高年齢婦人の比重が高くなる必然性があるが、出産児数の減少と家事労働の合理化等による自由時間の増大に伴い、これら中高年齢婦人が家庭の外に出て働くことは以前よりも容易となつていゝる。一方消費生活の内容が変化し、また子女の教育費も増加するなど、現金収入の必要性は急速に増大しつつあるので、生活の必要から、あるいは生活水準の向上のため、現金収入を得る機会を求める婦人が増加する傾向にある。さらに、婦人が職業をもつことに對する婦人自身および、社会一般の意識の変化も見のがすことができない。

なお、さきにのべたような婦人労働者の性格の変化は必ずしもわが国のみにみられる現象ではなく、アメリカにおいても婦人労働者の高齢化は数十年にわたつて続いており、最近その平均年齢は四一歳に達している。また、婦人労働者の中の有夫者の割合は、一九四〇年の三〇%から一九六三年には六二%に増加している。同様の傾向はイギリスその他ヨーロッパ諸国においても認めることができ、わが国でも今後ますますこの傾向は強まるであろう。

2 中高年齢婦人の雇用に伴う諸問題
わが国の労働力の需給関係は、従来の労働力過剰の状態から、遠からず労働力不足基調に移行することが予想されている。従つて長期的には、中高年齢婦人の雇用は今後一層増大することが予想されるが、現状においてはその特殊性からこれら中高年齢婦人の就業については多くの問題がみられる。

すなわち、中高年齢婦人に對する雇用需要は若年者に比してかなり低く、その求人分野も比較的せまく限定されている。一方中高年齢婦人の場合は職業経験や技能の不足などから労働市場において不利な立場にある。これらの事情から中高年齢婦人は就職の機会を得ることが困難な場合がしばしばあり、あるいは就職に際し、その適性と能力がいかにされないことも少なくない。

さらに、中高年齢婦人の多くは、家庭管理、家事、育児、病老者の看護等、いわゆる家庭責任を有しており、このため職業生活を円滑に遂行してゆくにあつて種々の問題に直面し、家庭と労働に對する二重の責任を調和的に果たすことに困難を感じているものが多い。

II 中高年齢婦人の労働力有効活用のためにとるべき施策

1 一般原則

中高年齢婦人の労働力有効活用についての基本的な考え方としては、これを単に若年労働力の量的補充としてではなく、中高年齢婦人の能力の有効な発揮とその地位の向上のための条件を整備するという方向で積極的に対処すべきである。

この際、中高年齢婦人の多くが家庭責任を有している実情にかんがみ、これら婦人が家庭と労働に對する各種の責任を調和的に果たし、差別待遇をうけることなく、職業に従事することができるよう特段の配慮が必要である。

なお、一般に婦人がその生涯の間に職業生活に従事する期間が次第に長くなつていく傾向についての十分な認識が必要である。

政府は、中高年齢婦人の労働に伴う諸問題に關し、適確な認識の上にたち、一般の理解と協力をえて、次に述べる施策を効果的に実施すべきである。

2 中高年齢婦人の就業分野拡大と、労働条件の向上に必要な施策

(1) 中高年齢婦人の労働力としての特質を研究し、その適性と長所を明らかにして、これが周知をはかるための広報活動を行なうこと。

(2) 中高年齢婦人に適する職種を研究し、従来若年女子または男子のみを雇用している職種で、中高年齢婦人に適する職種を選んでこれに配置するよう勧奨すること等により、その就業分野の拡大をはかること。

(3) 中高年齢婦人の就職の妨げとなつてゐる雇用慣行について検討し、是正を期するよう配慮すること。

(4) 現在の健康保険法では妊娠出産に關する給付を分娩費として定率で行なつてゐるが、これを一般の疾病負傷と同様療養の給付として取扱うよう改善す

ること。

なお、他の社会保険で妊娠出産に關する給付水準が、健康保険法の給付水準に達しないものについては、その改善をはかること。

3 中高年齢婦人の就職、再就職の円滑化に必要な施策

- (1) 公共職業安定所に専門的知識を有する職員を配置し、適切な職業相談および指導を提供し、個々の婦人の適性、能力および家庭状況等に應じた職業紹介が行なえるよう配慮すること。
- (2) なお、職員の配置にあたっては、可能な限り婦人を配置することが望ましい。

- (2) 婦人少年室協働員を十分活用して職業に關する相談および指導の業務を充実すること。

- (3) 新たに職業に就こうとする中高年齢婦人が利用しやすいよう職業訓練制度の運用をはかるとともに、職業を長期間中断した後再就職しようとする婦人に対し、その間の技能の後退をカバーするための再訓練コースを設けること。

- (4) 上記のような中高年齢婦人に対して適切にして十分な職業情報を提供すること。

- (5) 中高年齢婦人の就職、再就職を容易にするためには少女時代において、将来の職業生活の基礎となる職業観の確立、職業技術の附与等がきわめて重要

であり、これらが与えられるよう各般の方策をすすめること。

4 婦人労働者が家庭責任を円滑に果たすことを援助するために必要な施策

- (1) 婦人労働者の育児負担軽減に必要な措置を講ずるため、就職および求職中の母親の数ならびに子供の数および年齢と、就業中の保育方法に關する希望等につき調査を行ない、実態を明らかにすること。
- (2) 就労を必要とする母親の立場を考慮し、地域の実情に即した保育施設とくに乳児施設の増設ならびに充実をはかること。

- (3) 保育施設の業務時間と母親の労働時間との関係を調節するよう適切な措置を講ずること。
- (4) 学齢期に達した子供の下校後の保育のあり方について検討を加え、公的な学童保育施設の設置を促進すること。

- (5) また一方、家庭にある主婦等による自発的保育活動を支持し、促進すること。
- (5) 保護者の参加を求める学校の行事等に、働く母親の参加を容易にするため、その開催の時間を考慮するなど、必要な措置を講ずること。

- (6) 厨芥処理、公共料金徴収等その取扱に關する考慮を促すなど、家庭責任をもつ婦人が就業に困難を感じることはないよう社会的環境の整備につとめ

ること。

- (7) いわゆる育児休業制度等、家庭責任をもつ婦人労働者に關係の深い職場の諸制度に注目し、これを検討すること。

- (8) 婦人労働者の家事負担を軽減するため、家事援助制度の実現をはかり、合理的料金により家事援助者を依頼する方法を講ずること。

- (9) 婦人労働者の家事負担を軽減するためのサービス（保育、家事援助、公共料金等支払業務等）を附帯する居住施設等の設置及び普及をはかること。

5 パートタイムの雇用条件の適正化のために必要な施策

- (1) パートタイム雇用に關しては、パート

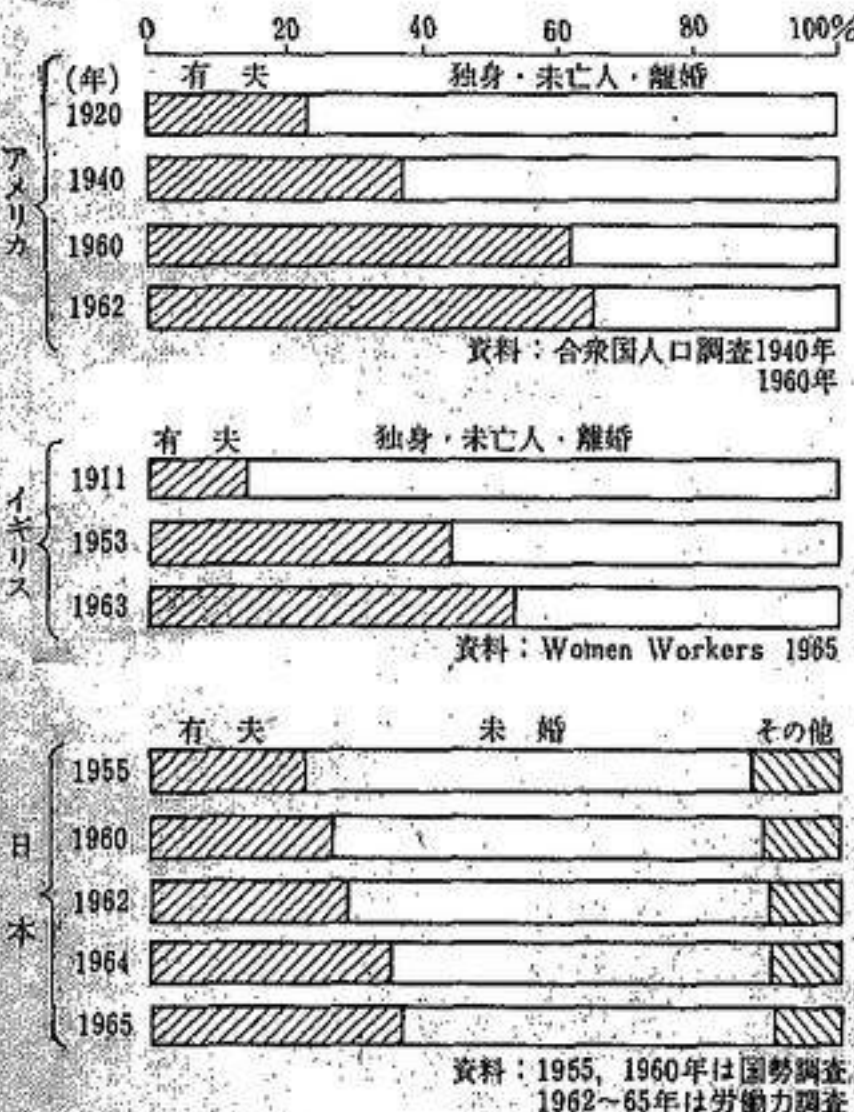
タイム労働者の雇用分布、労働条件労働環境等に關する調査を継続して行なうこと。

- (2) パートタイム雇用について、その雇用形態、賃金、労働保護、社会保険等の総合的研究を行なう等により、パートタイム雇用の近代化をすすめること。

- (3) パートタイム労働者についても、一般労働者と同様、職業意識、契約意識をたかめることが、その労働条件向上のため必要である実情にかんがみ、これに關する啓蒙活動を行なうこと。

（附記）表並びに図は同建議書附表より抜出したものである。（編集部）

図 1 各国における女子雇用者中に占める有夫者の割合とその推移



昭和四一年の婦人少年行政を回顧する

婦人少年局庶務課

昭和四一年における婦人少年労働問題、婦人問題は、引き続きわが国経済の著しい発展と社会情勢の変化に伴って、次々に新しい様相を呈してきている。

ここ数年来婦人の雇用は著しく増大したが、その構成も漸次変化し、家庭をもつ婦人、とりわけ中高年婦人の割合が高まってきた。従って婦人労働問題のウェイトは、従来の未婚若年層から既婚中高年層へと移行してきた。

若年労働力不足による求人難の深刻化に伴い、ますます需要度が高まった年少労働者の職業生活にも多くの問題が発生しつつある。

また一般婦人問題についても社会、生活様式の近代化に伴って種々の変化があらわれてきている。

かかる変化に即応して、各般の調査を行ない問題の所在を明らかにするとともに、啓発活動の推進、関係機関との連絡調整等によって、婦人および年少労働者の保護福祉の向上ならびに婦人の地位の向上をはかるための積極的な施策を推進してきた。

以下昭和四一年における婦人少年行政について回顧するとともに、本年の見とおしについて若干ふれることとする。

婦人労働対策

婦人労働の現状

近年、産業構造の変化、生産の拡大などとともに婦人の雇用も増大し、総理府統計局「労働力調査」によると昭和四一年九月には女子雇用者数は九二〇万人、一〇年前の約二倍に達し、さらに増加傾向はつくものと思われる。

従来、わが国の女子雇用者は、若年、未婚、短期勤続がその特色とされてきた。しかしここ数年来、中高年齢婦人の就労が顕著となってきた。一方仕事の種類や職場の条件、産業の特殊性等によって、結婚後も職場にとどまって仕事を続けるもの、専門的能力を社会的に生かそうとするものがふえ、平均年齢、平均勤続年数ともに高まり、特に有夫の婦人が急激に増加し女子雇用者の三五%を占めるに至った。

このように家庭をもつ婦人が職場に出

て働く割合が高くなり、婦人は母性としての特質と家庭責任との関連から労働する上に様々な問題に直面している。これらの重要な問題をかかえながら中高年齢婦人の雇用労働力化は年々進んでおり、婦人労働に対して労使のみならず社会一般の再認識が要請されている。

婦人労働者の保護福祉対策

婦人労働者については、その母性の保護福祉と、男女均等待遇をはかるため、諸調査を実施してその実態を把握し、これに基づいて、指導、啓蒙等を行ない、あるいは施設を設置する等、各般の施策を講じてきている。

最近、婦人労働者の労働条件は、一般的に向上してきているが、有夫の婦人労働者の増加に伴って新しい問題も発生している。一方、定年、退職勧奨における男女差、結婚による退職勧奨等の問題ははじめとして、職場における男女均等待遇の面から考慮すべき問題が少なくない。その実態の把握につとめるとともに、全国的に影響のある問題については関係機関と連絡のうえ適切な措置を講じている。また、男女同一労働同一賃金の問題については全国的に啓蒙を行ない、一般の理解と協力を得ることにつとめている。

(1) 「女子保護実施状況調査」は、労働基準法に定められた産前産後の休業、育児時間、生理休暇等、母性保護規定の実施状況を把握することを主眼として、

昭和二七年以来毎年実施しているが、四年は、さらに付帯調査として、女子の専門的・技術的職業従事者の状況についてあわせて調査した。

(2) 「婦人労働問題研究会議」は、学者、労使、婦人団体等の参加を得て毎年二月に開催しているが、四一年は「技術革新と婦人の職務評価」を中心として職種の変化と評価について、その実情と問題を明らかにし、それが婦人の賃金決定に對し、いかなる影響を及ぼすかについて研究討議した。

(3) 「働く婦人の福祉運動」は、産業のにはない手としての婦人の母性をまもり、働く婦人の地位を高めることを目的として、民間団体、関係機関等の自主的な活動を促すとともに、社会一般に対する婦人の労働が産業の発展に寄与している事実を知らせ、働く婦人の福祉の向上についての理解と協力を得ることを目的として毎年九月全国的に展開している。四年は第一四回目を迎え、男女均等待遇ならびに母性保護の観点にたつて、婦人をとりまく職場の制度や慣行について再検討し、よりよい体制を育ててゆくことを目標として実施した。

(4) 「働く婦人の家」は、中小企業に働く婦人の保護福祉をはかるため、昭和二八年以降婦人労働者の多い中小企業密集地域に国庫補助により設置してきた。この施設は婦人労働者のいこい、教養、

娯楽等の場であるとともに、生活相談にも応ずる総合的福祉施設であつて現在一、二か所設置されているが、四〇年度からは勤労者家庭の主婦をも対象とすることとし、新たに生活技術指導をその業務に加えた。四一年度中にさらに一か所新設中であり、四二年度も増設の予定である。

中高年齢婦人等の職業対策

(1) 中高年齢婦人の労働力有効活用

中高年齢および有夫の婦人労働者の増加は近年とくに著しく、今後この傾向はさらに強まるものと予想される。このため中高年齢婦人の雇用労働力としての重要性は増大してきており、単に若年労働力の代替的あるいは補充的な労働力としてではなく、それぞれの婦人が各自の持つ能力を有効に発揮できるように、その対策を講じなければならぬ。しかし中高年齢婦人の多くはその特質から就業にあたり種々の複雑な問題を伴っており、とくに家庭生活と職業生活との調和をはかる上に重要な問題をもっていることに十分配慮する必要がある。

こうした観点から、中高年齢を中心とする婦人の労働力の有効活用上の問題点を把握し、適切な対策を進めるため、従来から各種の調査および啓蒙活動を実施してきた。

昭和四一年には、前年に実施したパートタイム雇用に関する事業場調査にひき続き「女子パートタイム雇用個人調査」を

実施して、製造業事業場に雇用される女子パートタイムの労働条件、職歴、家庭状況の実態および女子パートタイムの職業に関する意識を個人面接により調査した。なお、本年二月にはさらに事業場調査の第二回目を実施する予定である。

また既婚女子労働者の職場における労働力としての位置、特殊性、雇用増減の見通し等を明らかにするため「既婚女子労働者に関する調査」を実施した。

「婦人労働懇談会」は使用者または労働組合の婦人対策担当者を対象とするもので、四一年は女子労働者の職業と家庭責任について懇談し、この問題に対する婦人労働者の関心と自覚を促した。

なお四一年一月には、婦人少年問題審議会から労働大臣ほか関係大臣に対し「中高年齢婦人の労働力有効活用に関する建議」がなされた。

(2) 内職対策

内職者数は昭和四〇年六月現在で六十七万人に達し、一般勤労者世帯はもとより農家にまで及んでおり、就業希望者は増加の傾向にある。

内職従事者の九〇%以上は婦人であつて、家庭内での就業であること、内職希望者が供給過剰であること、その就業が家計補助的であることなどの理由から、経済的に弱い立場に置かれ、就業機会、就業条件は不安定な状態にある。

昭和三〇年来、未亡人、主婦、老人、身体障害者等に内職に就くための便宜を

はかるとともに、内職に関する諸般の援助を行なうことを目的として、国庫補助により、都道府県に内職公共職業補導所が設置されている。補導所は現在三六都道府県四一か所に設置されている。

補導所は、地方における内職行政の中心機関として相談・あっせん・技術指導をはじめ、各種調査の実施、情報提供、苦情処理等を行ない、内職に関する諸問題の解決に努めている。今後は臨時家内労働調査会の「今後の家内労働対策のすめ方」に関する見解（昭和四〇年一月）に基づき、内職に関する諸条件を改善するため、内職の相談、あっせん、苦情処理、技術指導等の機能の拡充強化をはかるとともに、内職工賃関係資料の整備等、内職工賃適正化対策を強力に推進していく方針である。

四一年は第一回の「流通段階別内職工賃調査」を実施し、主要内職職種における工賃の実態及び仲介人の事情を把握した。なお本年も引き続き第二回を実施する予定である。

(3) 家事サービス職業訓練

女子失業対策事業紹介対象者、中高年齢等の就職困難な女子失業者に対して就職の促進をはかるため、国庫補助により八都府県に家事サービス職業訓練所が設置されている。

入所生に対しては予約求人もあり、訓練終了者の就職状況は良好で、主な就職先は個人の家庭の家事使用人、会社、病院等の炊事婦、寮母等である。

なお失業対策事業紹介対象者の女子であつて家事サービス職業訓練の過程を修了したもののうち就業の機会が得られな

い者のためにその者を雇用し、その生活の安定を図るとともに、家事処理について援助を必要とする家庭に対する家事援助業務を行なうため、二県に家事福祉施設が設置されている。

年少労働対策

年少労働の現状

総理府統計局「労働力調査」によると、数年来一五—一九歳人口は年々増加しているにもかかわらず進学率の上昇が著しいため、労働力人口比率は年々低下し昭和四〇年には三六・一%となった。

現在一八歳未満で就業している年少者は一八五万人と推定され、労働基準法適用事業場に雇用されている者は四一年四月一日現在一五二万人で、その七四%に当る一一三万人が三〇歳未満の中小規模事業場に働いている。これら年少労働者の大部分は工業と商業に就労し、京阪・阪神・中京の三地区に約半数が集中している。

新規中卒者に対する求人数はやや減少しているにもかかわらず求職者数の減少が著しいため、求人難は依然として深刻である。求人難の事情を反映して中小企業においても賃金、労働時間等の労働条件が改善され、また職業訓練福祉施設を

設けることにより、年少労働者の就業機会が拡大され、労働条件の改善が図られることが期待される。

はじめ青少年の福祉の増進がはかられているが、一方若年労働力の売り手市場化、大都市集中、作業の単調化等を反映する職場内外の生活への不適応、離職の増加、余暇時間の増大とその善用の必要性の増大等多くの問題が新たに発生している。

年少労働者の福祉増進対策

(1) 年少労働者のための福祉施設の設置

福祉施設に恵まれない中小企業に働く年少者の福祉増進と労働生産性の向上に資するため、昭和三三年度以降国庫補助による「勤労青少年ホーム」を設置してきた。このホームは年少労働者のいこい、教養娯楽、体育等余暇善用の場であるとともに、その生活指導をも行なう総合的福祉施設であって、四一年度は一八か所新設し、四一年末には既設分もあわせて五一か所の設置となる予定である。なお、近い将来において人口五万以上のすべての商工業都市に設置することを目標に整備をはかることとしている。

(2) 年少労働者福祉活動の推進

中小企業における年少労働者の余暇善用指導、一般教養、実務教育、保健衛生、労働条件、労働環境、人間関係の改善などを進めるため、昭和三三年度以降、中小企業団体に「年少労働者福祉員」の設置を奨励し、その数は全国約二万名に及ぶに至った。四一年も例年同様研究講習会、連絡協議会等を開催したが、今後さらに積極的にその自主的活動の援助を

行なっていくこととしている。

なお四一年も、その功績顕著な福祉員に対して労働大臣表彰が行なわれた。

(3) 産業カウンスリング制度の普及導入

年少労働者の職場内外の生活への適応、人間成長をはかるため、三九年度以降、中小企業およびその団体を主たる対象として「産業カウンスリング制度」(カウンスリング技法を習得したカウンセラによる職場における相談制度)の普及導入をすすめてきた。

四一年は「産業カウンスリング制度普及及懇談会」を全国的に開催するとともに、リーフレットを発行して普及のために、啓発を行ない、また「産業カウンセラ養成講習会」を東京・大阪で開催する等その資質の向上をはかってきたが、今後さらにその充実をはかるため、修了者はじめ職場カウンセララーに対する資料の提供、それらを中心とする研究会等を計画している。

(4) 勤労青少年に対する国鉄運賃割引の実施

労働省では勤労青少年の福祉の向上をはかるため、かねてから学生割引と同様な運賃割引を勤労青少年に対しても実施するよう、運輸省及び日本国有鉄道と折渉を続けてきたが、労働基準法適用労働者とともに家事使用人についても四一年七月からこれの実施をみることとなり、一五歳以上二〇歳未満の勤労青少年が盆

及び年末年始に帰郷する際は本割引が適用されることとなった。身分証明書、割引証の発行等の事務取扱いは、労働基準法適用労働者については労働基準監督署において、家事使用人については各婦人少年室で取扱うこととなった。

啓発活動

年少労働者の保護育成について、使用者はじめ社会一般の協力を得るために、昭和二二年度から毎年「働く年少者の保護運動」を全国的に行なっている。

四一年は最近の年少労働の実情にかんがみ、年少労働者の職場適応を阻害している要因の排除と、さらに積極的にその成長を促進するための諸条件の整備をはかることを目標とし、「労働条件の改善整備」「教育訓練機会の拡充と相談制度の導入・充実」および「余暇善用の場の整備拡充」の三点を重点として運動を展開した。本運動の期間中には全国各地で働く年少者の保護大会、目標にそった各種研究会、懇談会等を開催した。

なお、四一年も働く年少者の職業生活の実情や体験を通しての感想、意見等を綴った生活文を募集し、優秀作品に対しては労働大臣賞が贈られた。

年少労働実態調査

年少労働者の実態を把握するために毎年各種の調査を実施しているが、四一年は一五年前に中学校を卒業して直ちに就職した者の卒業後の職業および生活の過程を把握して、年少労働者が成長上の指

針を画く一助とするとともにその健全育成施策の参考とするため「中学校卒業者の成長過程に関する調査」を実施した。

婦人問題対策

婦人の現状

就業構造の変化、都市化の進行、消費経済の進展等社会の近代化に伴い、婦人の生活にも変化がみられ、生活様式の変化、婦人団体組織率の伸長、婦人の発言力の増大等により、家庭の管理者として、有権者として、あるいは地域社会における文化の担い手として、婦人の責任はきわめて重大になってきている。

婦人の地位の向上のための施策

(1) 一般婦人対策

婦人の地位の向上をはかるため、従来から総合的な施策を講じてきたが、特に婦人がそれぞれの場における役割を十分果たし得るよう、各種の啓発活動を通じてその資質の向上につとめている。さらに各般の調査を実施して新しく生じる婦人問題を把握するとともに、必要に応じ関係機関との連絡調整をはかり、また国際的な連携を保って婦人の地位向上につとめている。

婦人週間は、わが国婦人の最初の参政権行使の日である四月一〇日から一週間を婦人の地位向上のための特別運動として全国的に実施するものである。従来様々な角度から婦人の役割についてとり上げてきたが、四一年は婦人参政権行使二

○周年にも当るので、婦人の役割を総合的に検討し、あすへの前進を促すことを目標として、「今日における婦人の役割」——進展する社会のなかで——をテーマとして選定し、運動の重点を①進展する社会の現状と問題について認識を深める、②婦人が果たすべき役割について検討することとして全国的に展開した。

なお婦人週間の中央行事として例年開催している全国婦人会議は第一四回を迎え、全国から公募した婦人により活発な討議が行なわれた。

また婦人参政二〇周年記念事業として、四一年には民間有識者及び婦人団体ほか民間諸団体の代表者をもって構成する「婦人の地位に関する国内委員会」を開催している。本会議は婦人の生活の主な分野における諸問題について問題点を明らかにするとともに、将来への展望に立つて婦人の地位の向上に必要な有効な方策を探索しようとするもので、家庭部会、職業部会、社会部会の三部会を設けて行なわれた。

(2) 農村婦人対策

農村婦人の地位と福祉の向上については、かねてからその生活実態の把握、生活意識の啓発、関係機関との連絡提携等に意を用いてきたところであるが、最近の農村は、男子労働力の転職、出かせぎの増加等によって、婦人は農村の基幹労働力となっており、家庭の責任とあ

わせてその負担は甚だしく重いものとなっている。さらに加えて、新しい生活様式の流入もはげしく、農村婦人の生活は大きく変わりつつあり、これに伴い労働、家庭生活の面に新たな婦人問題が発生している。農村地域担当婦人少年室協助力員によって各地における情報把握、相談業務等、農村婦人に対する積極的な援助方策をすすめるとともに、さらに重点対策として出稼労働者と留守家族との連絡を強化するための方策を講じている。

すなわち、四一年からはとくに期間を設け「農村出稼者と留守家族の連絡をとり活動」として、出稼者と留守家族の連絡を密にするための援助活動を集中的に推進するとともに、年間援助体制の整備をはかることとし、懇談会の開催、農村地域担当協助力活動の推進、カード方式による連絡業務の開始、相談連絡業務についての広報、関係機関との連絡の強化等を実施している。

また農村出稼家庭調査は、留守家族とくに主婦の立場からみた出稼ぎについての問題点を把握することを目的として、四〇年一二月に留守家族調査を実施し、ひき続き四一年二月に前記留守家族の調査対象者の夫を対象とする出稼者調査を実施した。

(3) 売春対策

売春問題については未だに幾多の問題が残されており、さらに新たな問題の発生もみられるので、関係各官庁の参画す

る売春対策審議会において法制上ならびに法の運営面における問題の検討を行なうとともに、売春防止について社会一般の正しい認識を深め一層の協力を得るため、例年関係各省庁共同主催による「売春をなくす運動」を実施している。

四一年はとくに売春防止法が制定公布されてから一〇周年にあたるので、中央において記念式典を行なうとともに、この問題について永年功績のあった者に対し表彰を行なったが、労働省関係では婦人問題相談員八名に対し労働大臣から感謝状を贈呈した。

(4) 国連婦人の地位委員会

わが国は昭和三三年から六年間、二期にわたって国連婦人の地位委員会の委員国となっていたが、四〇年再度委員国として立候補したところ、選挙の結果再び委員国に選出された。今回は藤田たき氏が委員に任命され、四一年二月二日より三月一日までジュネーブにおいて開催された婦人の地位委員会第一九回会議に出席した。

労働者家族福祉対策

(1) 労働者家庭の消費生活向上の施策

昭和三三年以来、労働者家庭生活を高めることを目的として、各婦人少年室において社宅等の集団住宅地からモデル地区を選定し、専任協助力を配置して、主婦に対する生活技術の指導を実施してきたが、三七年から更に「消費生活向上五

か年計画」の構想のもとに「労働者家庭消費生活向上運動」を開始した。

この運動は労働者家庭の消費生活をととのえ、その質的向上をはかることを目的として企業、関係機関、団体等の参加を得て労働者家庭の主婦の実践活動を促すもので、ひろく全国的に展開している。

四一年度はこの運動の最終年度にあたり、「老後及び不時の際にそなえて生活を設計すること」をテーマとして運動をすすめた。

また労働者家庭の消費生活の実態と意識を把握するため、運動のテーマに沿って「労働者家庭の消費生活水準に関する意識調査」を実施しているが、四一年は老後および不時の出費の問題に重点をおいて調査した。

(2) ホームヘルプ制度の推進

労働者家庭の不時の際の手不足に対処するための制度として、昭和三五年以来、事業内ホームヘルプ制度の普及をはかってきた。この制度は、事業場がホームヘルパーを雇用して従業員の家庭に家事援助のために派遣するもので、昭和四一年九月一〇日現在、事業内ホームヘルプ制度を実施する事業場は、全国二二都道府県にわたり、二一五事業場を数え、規模一、〇〇〇人以上の事業場では、全国同規模事業場の一三を占めるに至った。なお四一年以降は、単独企業によるもののほか、中小企業への浸透をはかる

勤労青少年ホームの運営状況

年少労働課

一、概況

昭和三二年に名古屋市に全国最初の勤労青少年ホームが設立されてから、年々その数は増加し、昭和四二年三月末には全国で五一の勤労青少年ホームが設立されることになる。その所在地は「勤労青少年ホーム所在地一覧表」の通りである。勤労青少年ホームは、福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年に、趣味、教養等余暇善用の場を与え、働く青少年の健全な育成をはかるとともに、中小企業の労働生産性の向上に資することを目的として設置される施設である。この施設は国の設置補助金をうけて地方公共団体（都道府県または人口おおむね五万以上の市）が設置し運営することになっている。施設の基準はA級（人口一五万以上の都市）とB級（人口五〜一五万の都市）にわけ、A級は鉄筋コンクリート造り、延六五〇平方メートル以上、B級はコンクリートブロック造り、延六〇〇平方メートル以上となっており、設備として、ホール・講習室・図書室・集会所・娯楽室・休養室・相談室・浴室またはシャワー設備・軽運動設備等、ホームが実施する各種事業に必要な設備を設けている。勤労青少年ホームの事業は次のとおりである。

- (1) 一般教養及び実務教育に関する講演会、講習会、座談会等の開催。
- (2) 生活相談、職業相談、苦情処理、就職後の指導等の保護及び指導。
- (3) 映画・演劇・音楽会の開催、趣味・教養・娯楽設備及び運動設備の利用等によるレクリエーション、その他のレクリエーション指導。
- (4) グループ活動に必要な講習室、集会所その他の設備を利用させる事業。
- (5) その他中小企業に働く青少年の保護及び福祉の増進に必要な認められる事業。

二、利用状況

勤労青少年ホームを利用できるものは中小企業に働く二五歳未満の男女で、使用料は無料である。一日当り利用人員は一〇〇人前後のところが多いが、二〇〇人をこえるところもある。

働く青少年が勤労青少年ホームを利用する理由はホームによって相異があるようだ。例えば、浜松市立勤労青少年ホームの資料によれば「なんとなく楽しい、安心して楽しめる、自然に足が向く」が多く三五％である。ところが西陣勤労青少年ホームでは「サークル活動やいろんなおけいことをするため」と答えているものが圧倒的に多く五二％で、つぎが「いろんな設備を利用して遊ぶため」（二九％）である。

設立当初と数年後をへてからは、「ホーム」の利用状況にも変化がみられる。例えば北九州市立八幡勤労青少年ホーム発行の機関紙「若人」No. 33によれば、最近では山登り、スポーツ大会など、どちらかと言えばレクリエーション的なものへの参加者は設立当初ほど多くなく、一方、料理教室・生花教室・ペン習字教室など、どこにいても必要とされる実用的、技術的なものの講習会に利用者が集中しているという。年齢によって「勤労青少年ホーム」の利用のしかたにも相異がみられ、講習会への参加者は一九歳以上に多い（浜松市立勤労青少年ホーム資料による）。

三、勤労青少年ホームを訪問して

最近、出張の途次、たまたま富山・高岡・北九州（小倉）の三つの勤労青少年ホームを訪問する機会があったので、各ホームの状況を簡単に紹介しよう。

富山勤労青少年ホーム

昭和三九年五月に開館。設置地は市内繁華街を少し離れており、市立体育館に近いところにある。場所が多少不便なところにあるにもかかわらず利用者は多く一日当り平均二百人以上である。

設立当初、近くに体育館があるので、運動施設はここを利用するものが多いであらうと考え、勤労青少年ホームの運動施設は卓球台をおく程度にしたというところである。ところが、設立してみると、体育館は学生など比較的技術のすぐれたものが利用するので、スポーツに自信のないものは利用しにくい。やはり、「ホーム」の何処かに働く青少年の利用しやすい運動施設がほしいとの声が出ていた。

訪問した日は、卓球、会議、グループ活動などに多数の若い人が参加し活気にみちていた。二階和室の入口には四十足分位のスリッパが整然とそろっている。中に入ると和室二間はお茶のおけいこをしている女性で満員である。道具がまにあわないうためか、片すみで、真新しいバケツを逆さにして、「ひしゃく」の扱い方」の練習をしているのが目についた。あとで、スリッパのぬき方のことで「いつもこのように整然としているんですか」と館長に聞いてみた。「ことはたのしく過ごさせながら、生活指導をもしてゆくとおもうと思っています。多人数が

利用者である働く青少年の相談は、職場のなやみが多く、それも人間関係に關するものが多いという。最もむずかしいのは、転職についての相談であるという。いずれにせよ、自分の人生経験なども考えあわせ、カウンセリングの技術によつて対処されている。個々の相談の内容の秘密を守ることが当然であるが、業主に連絡し労務管理上の参考にしても、らいたいことは「ホーム」利用者の事業主の会議や運営委員会開催の際、抽象化して議題にとりあげ、善処してもらうことにしているとのこと。

富山市長は青少年対策に熱心で「ホーム」の存在を高く評価していられるとのこと、館長は自信をもって管理・運営に当たっていられた。

昭和四一年五月に開館。高岡市の中心である商店街に設立されている。玄関を入ってすぐのホール、二階の和室図書室、三階軽運動室、音楽室、屋上などをみてから、館長の話をつかかった。

新しく設立されるものほど、庁舎・備品などが立派なものになっていく。昭和二五年頃、東京のある大紡績工場の寄宿舎で、従業員のためにこのボームの備品程度の応接セットをおいたところ、しばらくの間は、ほとんど利用されなかった。

午後五時半頃から次第に利用者がふえ、音楽室から金管楽器の音が聞えてきた。お花のおけいこ、卓球をはじめめるものなどなかなかにぎやかになってきた。会議室には日曜ごとに油絵をかきにくる利用者のキャンパスが、片すみにおいてあった。

卓球は男女ともに利用者が多い。この軽運動室には働く少女を主題とした親しみやすく、しかも整った感じの油絵（五〇号程度）が壁にかかっている。利用者の情操を高めるためにもよいことと思われた。聞けば郷土出身の画家が、「ホーム」にふさわしいものを選んで寄贈されたのだそうである。

利用者は個人商店・卸商・中小工場などに働く青少年が多い。

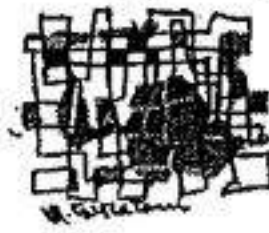
昭和三十八年九月に開館。小倉城のすぐ近くに設立されている。この「ホーム」設立にいたるまでの経過を興味深く聞い

今でもその頃から青少年の育成の仕事をして、いた市の職員が「ホーム」に勤務していられた。少人数で利用者のグループ活動の指導相談、各種の行事、講習会の開催など多忙な日々をおくる他、時には館外事業も実施するという。最近では、日曜に山陰の海岸へ貸切りバスで、働く年少者を日帰り旅行に案内したという。休日に職員の自宅に相談をかねて遊びにくる利用者さえあるとか。「大へんですね」というと、「いえ、僕こういう仕事が好きなんですわねえ」との笑顔は、頭の下がるものであった。(足立喜美子)

(◎印は建設中のもの)

北海道	勤労者青少年ホーム所在地
札幌市南四条	(市立)

宮崎	福岡	愛媛	岡山	兵庫	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	福井	石川	富山	新潟	千葉	埼玉	栃木	茨城	福島	宮城	青森			
延岡市	北九州市 小倉区 八幡区 新田区 井原市	高砂市 高砂町 伊丹市 尾浜町 尼崎市長 高砂町	姫路市 西宮市 伊丹市 西宮市 伊丹市 西宮市	豊中市 豊中町 大田市 豊中町 大田市 豊中町	京都市 北区 京都市 北区 京都市 北区	大津市 大津町 大津市 大津町 大津市 大津町	松坂市 松坂町 松坂市 松坂町 松坂市 松坂町	名古屋市中区 名古所市 名古所町 名古所市 名古所町	浜松市 浜松町 浜松市 浜松町 浜松市 浜松町	清水市 清水町 清水市 清水町 清水市 清水町	羽島市 羽島町 羽島市 羽島町 羽島市 羽島町	上田市 上田町 上田市 上田町 上田市 上田町	福井市 福井町 福井市 福井町 福井市 福井町	小松市 小松町 小松市 小松町 小松市 小松町	金沢市 金沢町 金沢市 金沢町 金沢市 金沢町	富山県 富山町 富山県 富山町 富山県 富山町	新潟市 新潟町 新潟市 新潟町 新潟市 新潟町	千代田市 千代田町 千代田市 千代田町 千代田市 千代田町	足利市 足利町 足利市 足利町 足利市 足利町	沼津市 沼津町 沼津市 沼津町 沼津市 沼津町	水戸市 水戸町 水戸市 水戸町 水戸市 水戸町	いわき市 いわき町 いわき市 いわき町 いわき市 いわき町	仙台市 仙台町 仙台市 仙台町 仙台市 仙台町	八戸市 八戸町 八戸市 八戸町 八戸市 八戸町	青森市 青森町 青森市 青森町 青森市 青森町



(資)(料)(室)

いわゆる結婚退職制に基づき解雇の効力

—住友セメント事件—

東京地裁 昭四一・一二・二〇判決—

一、はじめに

企業の賃金体系が年功加俸賃金であり、かつ、その企業が婦人労働力を低賃金の単純補助労働として格付けしている場合にはその法的な問題は格別、企業における低賃金層のローテーションの必要から、「結婚したら退職する」という、いわゆる結婚退職制とか、「二五歳になったら退職する」という、いわゆる女子の若年定期制等が採用されているように思われる。このうち、いわゆる結婚退職制の問題が労働行政の場に具体的に登場してきた時期をたどってみると、昭和三〇年にさかのぼることになる。

すなわち、その第一は、昭三〇・一一・三〇基収六七七号であり、これは、某社の就業規則中に、「従業員は左の場合自然に退職となり従業員としての身分を失う。(一)五省略」六、女子従業員が結婚したとき(本人が認める内縁関係を含む)但し昭和三〇年八月三十一日以前に採用されたものはこの限りでない。」と規定されている事案について、

「一、右は女子従業員が結婚した後の能率低下を主たる理由として新たに規定されたものかどうかであるが、但し書きにもあるとおり今後採用される女子従業員にのみ適用されるものである。

二、右のような規定を就業規則中に定めることは、いわゆる男女同権の理念より考えれば望ましくあらぬことであり、又そのように指導すべきものとは思われない。これを労働基準法上のみに限って考えれば、労働基準法中には抵触する条文は何かもなく使用者が事業経営上、どうしても必要な措置であると主張する場合は、行政官庁としては、如何ともし難いと考えられる。」

と質疑したのに対し、「貴見のとおり」と回答したものであり、第二は、昭三一・一・二二婦発第九号であり、これは「女子が結婚した場合退職する。」という規定(内規)を定め更

に実施した場合、これが労働基準法上に於いて違反になるかどうかという質疑に対し、

「労働基準法の規定に違反するかどうかについては、労働基準法中には抵触する条文はありません。併し乍ら、退職に關して男子と女子に差別を設けることは日本国憲法第一四條の趣旨に照らし望ましくないといふことであるから、貴職において宜しく御指導下さるようお願いいたします。」と回答したものである。

一方、学説においても、この結婚退職制が、直接労働基準法上の条文に抵触することはないことを認めながらも、憲法・民法との関連において各種の説がある。

すなわち、

「憲法第一四條の男女平等の一般原則が社会構造のうちに一般的に実現せられることを基調としている新憲法下においては、男女の平等は、一の社会的な公序として確立されていると解すべきであるから、結婚を理由として退職せしめるにつき合理的な理由が存在しないかぎり公序に反するものとして無効と解すべきであり、また、就業規則に定めた場合のみならず、入社契約書(誓約書や念書)によつたり、あるいは慣行として行なわれている場合でも同様に無効と解すべきである。」と説くもの、

「憲法の保障する結婚の自由をふみにじり、内縁関係を助長するものであって、民法第九〇條によつて民事上無効である。」と説くもの、

「憲法第一三條の幸福追求の権利、憲法第二五條の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵すものとして無効である。」と説くもの、

「合理的理由を欠く場合には、権利の乱用として無効である。」と説くもの等があり、その立論は異にしながらも、結婚退職制は、民法第九〇條により無効であると結論する説が多いようである。

二、事件の概要

この事件の概要は次のとおりである。

S女さんは、昭和三五年八月一〇日に住友セメントに対し、「結婚したときは自発的に退職する。」旨の念書を差入れて、そのような合意のもとに本採用され、同社の工場に勤務中であつたが、昭

和三八年一月二十九日にA男さんと結婚した。住友セメントは、この念書に基づいてS女さんに退職を勧奨したが、S女さんがこの勧奨に応じなかったため、同社の就業規則六〇条四号（業務上の都合による解雇）を適用して昭和三九年三月一七日に解雇予告手当および退職金を支給してS女さんを解雇した。

S女さんは、東京地方裁判所に對し、昭和三九年三月二五日に「身分保全の仮処分申請」および昭和三九年一月四日に「雇用関係確認等請求」の訴を提起したが、その後二年余にわたる審理を続けてきた同地裁は、昭和四一年一月二〇日に原告勝訴の判決を行なったというのが、この事件の概要である。

三、判決の要旨

この訴における原告の主張は、①結婚退職制と合理的理由の有無の問題、②就業規則に規定されていない結婚退職契約の効力の問題、③結婚退職制と公序良俗の問題の三つに大別できるが、以下それぞれの問題について、原告の主張および裁判所の判断を概観してみることにする。

(一)結婚退職制と合理的理由の問題

1 原告の主張

(1)補助的業務では、結婚ということとは労働契約の本旨に従った労務の提供に何の支障もない。

(2)退職した女子労働者は生活の資を求めて再就職することになるが、社会保障および自由な労働移動の条件がなく、年功賃金制が普遍的なわが国の現状では再就職の賃金は著しく低下せざるを得ないから、この制度は直ちに労働者の生存権につながるものであり、また、内縁関係を助長するものである。

(3)昭和三三年四月前後を問わず、男女同一賃金制はとられていない（高卒女子は高卒男子の約七〇％である）。から、男女同一賃金制を前提として結婚退職制を合理化することはできない。

(4)女子職員の職務、責任が補助的なものであるということは、「女子労働者は結婚すれば労働能力が低下する。」等の前近代偏見にもとづいて、被告がつけ加えたものに過ぎず、解雇の根拠とはなり得ない。

2 被告の主張

(1)補助的業務に従事する場合であつても、細かい注意力、根気、正確性を必要とするのに対し、託児施設その他結婚後も勤務を継続する諸条件が整っていないため、家庭本位となり、欠勤がふえ、労働能力が低下するので、昭和三三年四月以降に採用する女子職員は高度の判断力を必要としない補助的業務のみに従事させることとし、採用にあたり「結婚又は満三五歳に達したときは退職する。」ことを労働契約の内容とし、結婚したときは解雇することとした。

(2)男子職員は、女子職員に比し責任の重いかつ企業に対する貢献度の高い業務に従事せしめられるものであるから、男子職員の賃金を高くすることが合理的であるが、結婚前の女子は既婚女子に比し家事等に煩わされることなく業務に専与する程度が比較的高いことと、結婚準備金の意味も含めて、男女同一賃金とし、女子を高賃金で結婚までの短期間に限り特定の職種に雇用するということは、企業の合理性の維持増進という業務上の必要に基づくものである。

(3)男女同一賃金の原則に徹し、高校卒の職員については、初任給、爾後の昇給とも年齢を問わず男女同一の賃金を支給してきた。

3 裁判所の判断

(1)（非能力）

女子が結婚した場合にその労働能力の低下の程度が、結婚前に比して、同一の条件の下における男子よりも甚しいことと、さらにその原因は少なくとも使用者側および国家社会の側に存せず、専ら女子労働者の結婚という事実のみに存することを立証すべきであるが、本件の場合この事実を認めるに足る証拠がない。しかも、本件の場合の補助的業務の内容に徴すると、結婚したからとて労働能力が当然に低下するとは推認できない。もし労働能力の低下した者が生ずれば、労働協約又は就業規則等に定める所要の処置を個別的にとれば足りるものと解され

る。したがって、既婚女子労働者の非能力を理由に、勤務成績の優劣を問わず一律にこれを企業から排除することは合理性がない。

(2)（賃金）

昭和三五年以降被告主張の年齢別最低基本給および中途採用初任給につき約三割の男女の賃金格差が設けられたことは被告の自陳するところであり、この格差が勤務時間又は労務内容等の差に基づく合理的なものであることの立証はない。

また、かりに、被告主張のように長期勤続既婚女子職員がより責任の重い男子職員に比し高額の賃金を得る事態が存するとしても、これは年功賃金制のもたらした結果であるから、その是正のためにはむしろ労働の価値に応じた合理的な賃金体系を制定することが適当であるといわなければならない。かかる措置をとらないで、年功賃金制の有する若干の短所を理由として女子労働者を結婚と同時に一律に企業から排除し、もって差別待遇を行ない、結婚の自由を制限することは、なんら合理性がない。

(3)（その他の合理性）

本件の補助的業務の内容自体に徴しても、聖職者、巫子等と異なり、これに従事する者を独身者に限定しなければならぬ理由はなく、合理的理由はない。

(一)就業規則に規定されていない結婚退職契約の効力の問題

1 原告の主張

被告の就業規則において、解雇の事由中に労働者の結婚は含まれず、就業規則全体の構成からみて解雇事由は制限列举と解すべきである。したがって、「結婚したら退職する」という労働条件は、就業規則で定める基準に達しない労働条件であるから無効である。

2 被告の主張

結婚退職制は、就業規則で明示していないが、この制度は従業員の規範意識に支えられ慣行として行なわれているので就業規則と同等あるいは慣習法としての効力をもち、また、労働協約と同等の効力をもつと解せられる。実際にも、わが国企業の八割が結婚退職制の規定を有しており、また、実際に念書に拘わらず退職しており、組合もこの制度を同意し承認している。

3 裁判所の判断

労働協約又は就業規則等と結婚退職制との関係について格別の判示はなく、「被告は原告が結婚したときこれを解雇し得る旨の労働契約が成立したこと、これは労基法にいう労働条件であること、およびこのような労働協約又は就業規則と同等の効力を有する規範準則が存在するとしても」とのみ言及している。へこれば、判決理由が、民法第九〇条に基づ

く無効論の論理を中心として結論されているため、特にこの点に言及する必要性を認めなかったためであろうか。

(二)結婚退職制と公序良俗の問題

1 原告の主張

(1)結婚の自由は、公の秩序に関するものであり、善良の風俗としては認められるべきである。また、女子労働者のみに不利益な取扱いをすることは性別による差別待遇である。

(2)労基法一九条、六五条、六六条等は人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきことを具体的に保障したものである。

2 被告の主張

(1)若年労働者の職業選択の自由は実質上保障されており、雇用契約の締結にあたり結婚退職制の条件を付することは私的自治の範囲に属する。

(2)労基法一九条、六五条、六六条は女子労働者の保護規定に過ぎない。

(3)雇用関係継続中に結婚退職制を制定実施した場合は本質的に異なるものであり、労働者の利益を害しない。原告はこの制度を十分承知し、熟慮の上去就を決定できる立場にあって採用されたものである。

3 裁判所の判断

(1)結婚退職制は、女子労働者のみの解雇事由であるから、労働条件につき性別による差別待遇をしたことに帰着し、性

別を理由とする合理性なき差別待遇を禁止することは法の根本原理であり、また、労働法の公の秩序を構成するものである。

(2)結婚退職制は結婚の自由を制限するものである。すなわち、既婚者の再就職の機会が狭いこと。年功賃金制のもとでは再就職の場合の労働条件は従前に比し著しく低下することが明らかなこと。適性その他の精神的肉体的諸条件、住宅、家庭事情等により求職の範囲を自ら制限されるものであり、さらに、女子の結婚退職規定を有する事業所が総数の八割に及ぶことなどの要因を考えると、結婚退職制は、精神的経済的理由により配偶者の選択、結婚の時期等につき結婚の自由を著しく制約するものである。配偶者の選択に関する自由、結婚の時期に関する自由等結婚の自由は重要な法秩序の形成に関連しかつ基本的人権の一つとして尊重されるべく、これを合理的理由なく制限することは、国民相互の法律関係にあっても法律上禁止されるものと解すべきであり、この禁止は公の秩序を構成するものである。

判決全文

昭和三十九年(ワ)第一〇、四〇一号雇用関係確認等請求事件

判決(原被告略)

主 文

1 原告が被告に対し雇用契約上の権利

を有することを確認する。

2 被告は原告に対し七三二、〇〇〇円及び昭和四十一年一月以降毎月二七日限各二二、八七五円を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 第2項は仮に執行することができ

事 実

第一、当事者双方の求める裁判
原告は主文同旨の判決仮執行宣言を求め、被告は「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求めた。

第二、原告の主張
一、被告(旧商号・磐城セメント株式会社)は、セメント等の製造販売を業とする。

原告は、被告により、昭和三十五年七月一日から同年八月末日まで臨時従業員として、引続き同年九月一日以降職員(雇員本採用)として期間を定めず雇傭され、四倉工場運転課電気係に勤務してきた。

なお、原告は、被告の従業員で組織する住友セメント労働組合(旧称・磐城セメント労働組合、以下「組合」という)の組合員である。

二、被告における賃金は、毎月二〇日締切、二七日支払の定めとなっており、原告の賃金月額は、二二、八七五円である。

三、被告は、原告に対し昭和三十九年三月

一七日解雇の意思表示をなし、以降従業員として取扱わず、同月二日分以降の賃金を支払わない。

四、被告主張の解雇理由に対する反論

(一) 結婚退職制という慣行ないし合意による解雇の意思表示は、左の理由により効力を生じない。

1 合理的理由の欠除

(1) 女子労働者が結婚することは、接客業のうち極めて特殊の事例を除いて、労働契約の本旨に従った労務の提供に何の支障も与えない。本件で被告の主張するような補助的業務は、この例外に該当しないことは勿論である。

(2) 合理性の判断に当たっては、企業の側の事情のみならず、その社会的影響も考慮されなければならない。すなわち、女子労働者が結婚により退職を余儀なくされる慣行ないし合意を是認すれば、退職した労働者は生活の資を求めて再就職の機会を求めることになる。しかし、社会保障及び自由な労働移動の条件がなく、功賃金制が普遍的なわが国の現状では、再就職者の賃金は著しく低下せざるを得ない。したがって、このような慣行ないし合意が普遍化すれば、女子の賃金水準の引下げを来し、内縁関係を助長するものである。いずれにしても、ことは直ちに女子労働者の生存権の問題につながることを看過してはならない。

(3) 昭和三三年四月前後を問わず、被告において高校卒の女子職員の賃金は同年

齢の高校卒男子職員のその約七〇%であって、男女同一賃金制はとられていないから、男女同一賃金制を前提として結婚退職制を合理化することはできない。

(4) 仮に、被告における女子職員の職務責任が被告主張のように補助的なものであるとしても、かような慣行ないし合意は、「女子労働者は結婚すれば労働能力が低下する。」等の前近代制偏見に基いて被告が作りあげたものに過ぎず、従ってこれは被告からする右のような女子労働者の退職・解雇の根拠となり得ない。

(5) 結局、かような慣行ないし合意にもとづく解雇の意思表示は、合理的根拠を欠き、無効である。

(以下次号——澤田成明)

「二」らんになりましたか

(年少労働関係)

○ 年少労働の現状——一九六六年——

年少労働一般資料第二三集

○ 中小企業における年少労働者の成長促進措置に関する調査

年少労働調査資料第五六集

(婦人関係)

○ 国連婦人の地位委員会第一九回会議

報告書 婦人関係国際資料Z.O.S

○ 勤労者家庭の消費生活水準に関する意識調査——昭和四一年調査結果報告書——

婦人関係調査資料Z.O.S

国連地域セミナーの結論と勧告

——フィリピンにおける——

一九六六年二月六日から一九日の二週間にわたり、フィリピンのマニラで開かれた国連地域セミナー(テーマ・婦人の進歩のために必要な方策——とくに長期計画の策定に関連して)で出された結論と勧告は次のようなものである。

セミナーは、参加者のすべてが次のことを各国政府にうながすとともに、各自個人として、また団体の会員として適切な活動を行うことを勧告する。

(a) 婦人に対する差別撤廃宣言が一九六七年に完成するよう努力する。

(b) 国連及び専門諸機関の条約で婦人に対する差別撤廃や婦人の地位向上を目的としたもの、特に

婦人の参政権条約・一九五二年

結婚婦人の国籍に関する条約・一九五七年

婚姻の同意、婚姻最低年齢及び婚姻の登録に関する条約・一九六二年

男女同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関するILO条約・一九五一年

(雇用及び職業についての)差別待遇に関するILO条約・一九五八年

教育における差別に対するユネスコ条約・一九六〇年

を批准し履行する。

(c) 婦人の要求や問題の検討及びその要求を満たし、問題を解決し、婦人の地位向上をすすめるための優先事業の設定を目的とする国の政策を綿密に策定する。

(d) この目的のために、経済社会理事会決議九六一F(三六回)に従って、必要な国々に婦人の地位に関する国内委員会又は類似の機関を設ける。また、理事會決議一〇六八D(三九回)に従ってこのような委員会その他の機関が地域内で相互に協力するよう要請する。

(e) 婦人を政府の政策決定のポスト、特に、技術援助の要請提出の責任をもつ委員会や審議会の委員に任命する。

(f) 技術援助の要請提出にあたっては、婦人の進歩を目的とする計画を優先し、技術援助計画に基づくフェローシップにより多くの婦人を推せんし、婦人に直接関係のある分野において専門家を派遣による助言事業をよりいっそう活用する。

(g) 人間の活動のあらゆる分野において男女同権の原則を支持する世論を形成するためにマスコミ、とくに新聞、ラジオ・テレビ等を最大限に利用する。

(h)

最終的には地域に訓練施設を設立することを目的として、多目的の国立訓練センターの設立を考慮する。このような多目的訓練センターは、国又は地方の必要に応じて、婦人の進歩に関する事項について調査を行ない、情報収集、広報の中心となり、各分野における婦人の訓練及び再訓練を行なうものとする。

(i)

経済社会理事会決議二二三(四一回)及び本セミナーの研究の結果に基づいて、各国において婦人の進歩のための長期計画を樹立する。

(j)

このような長期計画の一部として、政治・法律・教養・経済・社会の各分野において次のような方策を採用する。

A 政治・法律の分野において

- 1 婦人が政党に積極的に加入し、公選及び任命による公職につくことをうながすための適切な方策
- 2 婦人が、男子とともに政治目的達成のために活動することができるよう、政党内のあらゆる部門に、また、国や地方段階の組織により多くの婦人の代表を送りこむことを確保するための適切な方策
- 3 民間団体が、緊密な連携をとおして、立法機関をより有効に活用するよううながすための適切な方策
- 4 婦人の市民政治教育の効果的なプログラムを作成するための適切な方策

5 農地改革に関する法制を含めて家族法及び財産権に関して、男女の同権を保障する法律の制定。

6 婦人に、法律上の権利及び義務を周知させるための、また、現行法の施行を確保し、法律相談制度を運営させる有効な方法を見出すための適切な方策。

B 教育の分野において

- 1 エカフェ地域には八〇九千万の文盲の婦人がいることを考慮して、遅滞なく、無料の、誰でも入れる初等義務教育を整備するための適切な方策。
- 2 職業と技術部門により重点をおいた中等教育拡充のための適切な方策。
- 3 奨学金授与、月謝免除、学生に対する貸付、適当な居住施設の整備などのような、高等教育機関への女子の入学を促進する条件の整備。
- 4 全都市及び農村地域に、読み書き教室を設け、よみかきが一応できるようになったものために、衛生・栄養、市民及び政治教育、職業訓練を含む一般科目のコースをもつ教室を設置するための適切な方策。
- 5 昼間働く正規の教員を追加報酬を支払って活用する事を含め、成人教育のために十分な教師を確保するための適切な方策。
- 6 民間団体や青少年のグループを含め、文盲根絶のために利用できるあらゆる手段の活用。

7 農村地域の教員に対する奨励の意味での特別手当を含め、教員の給料増額のための措置。

8 文部省に少女と婦人の教育のための課を設置し、その機能の中に職業指導を含めること。

9 少女と婦人の教育のために割当てる国家予算の一定率(例えば一〇%)の確保。

10 少女と婦人があらゆる段階の教育の機会をもつことを歓迎するような世論の形成を促進するためのすべての報道機関の活用。

C 経済・社会の分野において

1 雇用の面で婦人に対する差別をなくし、同一価値労働に対する同一報酬を確保するため、賃金委員会の設置をはじめ、立法その他の適切な方策。

2 婦人を労働組合に加入させ、その活動に十分参加させるための適切な方策。

3 婦人の雇用の機会を、とくに農村地域において、農地改革、家内工業の開発、地域開発計画、自助及び相互援助計画等によって拡大するための適切な方策。

4 協同組合や信用組合の設立及び発展をうながすための適切な方策。

5 婦人の技術向上を援助するため

の訓練及び再訓練機関の設置と、職業訓練や職業指導施設の拡充。

6 家庭責任をもつ婦人労働者の子どもを世話するための十分な施設の開設と拡充。

7 母子福祉及び身心障害者保護のための施設の開設と拡充。

8 家族計画の普及が必要な国においては、そのための適切な方策。

9 医師及び訓練された医療職員数をふやすこと、及び保健、衛生、栄養の分野での教育計画の拡充のための適切な方策。

10 十分な住宅供給のための適切な方策。

さらにセミナーは、事務局長に次のことが要請されるよう勧告する。

(a) 関係専門諸機関と協議して、エカフェ地域に現在ある地域訓練施設について再検討すること及び婦人の進歩のために必要な訓練や再訓練をこれらの施設がどの程度行なっているか、また行なうことができるかについて検討すること。

(b) セミナー報告書をエカフェ事務局長に回付すること。

(c) 国連事務局婦人の地位課と緊密な協力のもとに婦人の進歩に関する業務を行なう地域事務所をエカフェ地域に設置する可能性について、エカフェ事務局長と協議の上検討すること。

婦人に関するうごき

(一〇月) (一一月) (十二月)

(一〇月)

【婦人をめぐる社会のうごき】

○文部省は四一年三月の中学・高校卒業者の卒業後の状況調査結果を発表。これによると女子の進学率は中学卒七二・二% (男子七三・五%)、高校卒二〇・六% (男子二八・二%) で、中学卒業者の進学率について都道府県別にみると茨城県など一三県においては女子の方が男子より高い。また就職状況を見ると、中学・高校卒業者とも県外就職率が前年より低くなっているが、中学卒業者の女子の県外就職率 (三四・七%) が男子 (二八・九%) より高率であることが注目される。 (一一日)

○警察庁は、七月一日より一部改正された風俗取締法の改正部分 (個室付浴場の営業場所制限、公安委員会による営業停止処分など) に関する一〇月一日現在の取締まり状況を発表した。これによると、三四都道府県が個室付浴場の営業場所を規制する条例を定めている。また営業停止などの行政処分が決定したものはトルコ風呂二か所、ストリップ劇三場八か所となっている。 (一一日)

○労働者家族福祉運動が労働省婦人少年局の主唱で実施された。本年は三十七年から実施している「勤労者家庭消費生

活向上運動」の五年目にあたり「老後および不時の際にそなえて生活を設計する」をテーマとし、婦人少年室主催の勤労者家庭消費生活向上会議が各地で開催されたほか、同局から「勤労者家庭の消費生活水準に関する意識調査結果報告書」が発表された。 (二〇) (二四日)

○首相の諮問機関である亮春対策審議会 (菅原通済会長) は「性病予防対策に関する意見書」を首相および厚相に提出。この内容は▽性病対策費の大幅増額▽関係行政施策の強化等について要望したものである。 (三一日)

【婦人の組織活動】

○国際民主婦人連盟主催の「子供のための世界会議」がスエーデンのストックホルムで開かれ、六二か国一八七名が参加した。日本からは山口勇子 (日本子どもを守る会) 米原美知子 (婦人連) 新保寿雄 (日本民主青年同盟) の三氏が代表で参加したほか、小川玉子氏 (日本婦人会議) 他三名がオブザーバーとして出席した。 (三二) (六日)

○主婦連合会は経済企画庁長官に対し、消費者米価をはじめとする諸物価値上反対について申し入れを行なった。 (二八日)

○第二回都市公園整備全国婦人大会が日本公園緑地協会 (組織団体は主として地方公共団体) の主催、主婦連、全地連・日本婦人有権者同盟などの協賛で

東京・尾崎記念館で開かれた。全体討議・講演などのあと、▽都市公園整備長期計画の確立▽国庫補助金の大幅増額など五項目の決議を行なった。 (二六) (二七日)

○第10回全国漁協婦人部大会が東京・農協ビルで開かれた。講演・実績発表などのあと▽漁協婦人部活動のあり方▽漁家生活の近代化▽漁協後継者の育成確保▽これからの消費生活と物価の四分科会にわかれて研究討議が行なわれたほか、大会決議として▽日常の婦人部活動を通じて漁協の健全な発展に寄与する▽他団体との交流を深め漁協婦人の地位の向上に努めるなど五項目を決めた。 (二七) (二八日)

○腐敗政治肅正市民デモ実行委員会 (日本婦人有権者同盟、主婦連合会、全地婦連、日本青年団協議会など一四団体で組織) は「腐敗政治肅正市民集会」を東京・芝公園で開催。▽衆議院は速かに解散すること▽与野党は貴党をすすめ、政治倫理の確立につとめることなど四項目の要望決議を採択したあとデモ行進を行ない、代表が首相、衆参両院議長、各政党に対し決議文を手渡した。 (二八日)

【その他】

○政府は四一年度文化勲章受賞者を発表。婦人では東山千栄子氏 (新劇俳優協会々長) が女性として四人目の文化功労者となった。 (二一日)

(一一月)

【婦人をめぐる社会のうごき】

○首相の諮問機関である国民生活審議会は「消費者保護組織および消費者教育」について首相に答申した。これは消費者行政の進め方とこれに果たす官民各層の役割についての諮問に答えたもので、消費者行政組織と消費者教育体制が十分でないことを指摘して▽地方公共団体における消費生活関係モニターの活用▽商品の監視鑑別テスト機関の整備▽学校における消費者教育などが必要であるなどをあげている。 (四日)

○厚生省は社会保障・社会福祉対策の基礎資料とするため、全国の二万一千六百四十世帯、八万七千二百九十五人を対象に調査した昭和四〇年国民生活実態調査の結果を発表した。これによると、一世帯あたりの年間所得は平均六万四千円で前年より一五・三%増えたがその生活意識をみると全体の二〇・九%の世帯が「生活は普通より悪い」としている。また家族が出かせぎしている世帯は千世帯につき三七・五世帯で東北・南九州など所得水準の低い地方で特に多い。 (五日)

○昭和四一年母子衛生家族計画全国大会が厚生省・日本家族計画連盟等の主催で東京・日比谷公会堂で開催された。これは従来の家族計画普及全国大会と全国母子衛生大会を統一したもので、

第一日は研究発表と講演—三歳児検診を中心とした乳幼児保健指導のあり方(並井信義氏)お茶の水女子大教授、第二日は厚生大臣の表彰と講演—人口構造と母子保健(寺尾琢磨氏)慶大教授、第三日は討論会と講演—家族計画運動の展望(国井長次郎氏)日本家族計画連盟常任理事などが行なわれた。(八—一〇日)

○労相の諮問機関である婦人少年問題審議会(田辺繁子会長)は「中高年齢婦人の労働力有効活用に関する建議書」を労相・蔵相・文相・建設相に提出した。この内容は▽中高年齢婦人の職業分野拡大と労働条件の向上▽就職、再就職の円滑化等四項目について施策の必要を建議している。(二四日)

○国民生活審議会は「経済発展に伴い確保されるべき望ましい生活内容およびそれを達成するための基本的政策」について首相に答申した。この内容は▽基本的課題と目標▽望ましい国民生活の構図▽実現のための基本的政策の三部からなっており、生活に奉仕する経済を強調したほか、望ましい国民生活を実現するための政策として▽国民の資質の向上▽生活向上のための政策の確立などが必要であるとしている。(二五日)

○総理府広報室は、施策の参考とするため調査した「労働時間、余暇等に関する世論調査」の結果を発表。人口一〇

万以上の市で、農林漁業者を除く三千人(男一、四六五人、女一、五三五人)を抽出して行なったもので、仕事の終ったあとの時間について被験者の六九%がテレビ・ごろ寝に費しており、また夫の賃金上昇と労働時間短縮のいずれを強く望むかについて被験者の妻の六七%が賃金の上昇を望むとしている。(二六日)

【婦人の組織活動】

○消費者大会実行委員会(全国消費者団体連合会)主婦連合会・婦人民主クラブ・総評等七団体(高物価重税反対中央実行委員会など)で組織した第四回全国消費者大会を東京・九段会館で開催した。第一日は全国活動者討論集会、第二日は消費者総決起大会を開き消費者米価・大学授業料などの値上反対を決議したほか、デモ行進、代表団による関係官庁への陳情などを行なった。(八—九日)

○二〇日に開かれた新日本婦人の会第一六回中央委員会の席上同会を脱退した中島千代・仙石弥生氏ら四名は、四年一月を目途として新組織を結成すると発表した。(二二日)

○第二回全国家庭教育研究大会が大日本女子社会教育会の主催、文部省などの後援で東京で開かれた。第一日はシンポジウム「現代生活と家庭教育」と講演「家庭教育について」(稲富栄次郎氏)上智大学教授、第二日は▽留守家庭

と家庭教育▽父親の教育的役割▽家庭におけるレクリエーションなどをテーマに七分科会にわかれて研究討議、第三日は分科会報告とパネルディスカッション「家庭教育のありかたとその学習」が行なわれた。(二二—二三日)

○日本婦人有権者同盟は政治団体などが政治資金規正法により、自治省・都選挙管理委員会に提出した政治資金などについての収支報告書を調査し、その結果を選挙法改正運動協議会で発表し、政治活動に使われるべき政治資金が会合費・食事費などに費やされている実態をあげ、政治を明るくするため、損金として政治献金できる現行の法人税を改正する必要があることなどを指摘した。(二五日)

【その他】

○政府は四一年秋の叙勲対象者二、七八七人を発表。このうち勲三等以上の婦人は勲三等瑞宝章—伊藤静江氏(短大学長)牧野キク氏(女子大学学長)勲三等宝冠章—成田順氏(女子大学学長)。(三日)

【二月】

【婦人をめぐる社会のうごき】

○自治省は一月一日現在の永年選挙人名簿登録者数を発表。これによると全国の女子有権者は三、三〇三万七、三四人(男子三、〇五四万六、三八一人)で男子より約二五万人多い。(五日)

○通産省は工業製品の価格問題を検討するため消費者懇談会を開催。消費者側の高田ユリ主婦連合会副会長・吉田静江消費科学連合会副会長など六氏のほか、メーカー、学識経験者の代表が出席し「工業製品の値段は下げられないか」をテーマに懇談した。(八日)

○東京地裁刑事二部は、個室で特殊な行為をさせる目的でトルコ嬢を募集するのは職業安定法第六三条第二項にいう公衆衛生上、公衆道徳上、有害な行為に就かせることを目的とし労働者を募集することになるとし、被告であるトルコ風呂経営者に対し徴役八月、執行猶予二年の有罪判決を言い渡した。(二六日)

○東京地裁民事一部は「結婚を理由に解雇した事業主の措置は労働条件について性別による差別待遇をし、基本的人権である結婚の自由を制限するもので憲法に違反する」という一女性の主張を認め、解雇を無効とし、解雇予告以来未払いとなっていた賃金七三万二千円および四一年一月からは毎月二万二千八百七十五円を支払うよう事業主に命じた。結婚退職制度についての判例はわが国で初めてである。(二〇日)

【婦人の組織活動】

○一九六六年全国母子福祉研究集会が全国未亡人団体協議会・全国社会福祉協議会主催、厚生省・労働省の後援で東

京・久保講堂で開かれた。感謝状贈呈などのあと、▽母子福祉法を中心として▽その他の母子福祉対策▽母子福祉行政の課題をテーマに研究討議が行なわれ、宣言・決議を採択した。(六日)

○第一二回全国農協婦人大会が東京・日本青年館で開かれた。第一日は▽農協婦人部の組織問題▽農協婦人部の生活面活動▽農家経済の安定向上をはかる活動▽農村婦人の健康の四分科会が研究討議、第二日は本大会で分科会報告・活動事例発表などのあと、一三項目の申しあわせや宣言を採択した。

(七・八日)

○主婦連合会は▽商品の誇大広告・誇大表示の取締まりなどについて公正取引委員会に要望した。(二六日)

○婦人団体協議会活動連絡委員会(日本婦人有権者同盟、全地婦連など七団体で組織)では婦人参政二一周年を記念し「政治を肅正する五大政党にきく婦人集会」を東京・朝日講堂で開催した。自民、社会、民社、共産、公明の各代表から政治肅正の具体策を聞いたのち質疑応答を行なったほか、今後予想される総選挙には良識ある投票を行ない

婦人参政の意義を高めることを申しあわせた。(二六日)

○選挙法改正運動協議会(日本婦人有権者同盟、主婦連など九団体で組織)は自治省に対し▽今後予想される総選挙の事前運動取締まり▽選挙の出来ない新有権者が生じる恐れのある永久選挙人名簿制度の善処などについて要望したほか、経団連に対し政治献金を中止するよう申し入れた。(二六日)

【その他】

○国連「婦人の進歩のために必要な措置に関するセミナー」がフィリピンのマニラで開催され日本から政府代表として井上繁子労働省婦人労働課長補佐が出席した。(六・一九日)

○国連事務局婦人の地位課長ブルース女史がマニラで開かれた地域セミナーの場途、婦人少年局長の招へいで来日、同局長主催の国際婦人問題会議に出席したほかNGO国連国内婦人委員会及び国連協会東京婦人会主催による多彩なプログラムに参加した。(二〇・二三日)

売春に関する年表(昭和二八年七月以降)⑤(完)

昭和三六年(一九六一年)つづき

10月24日	全国婦人相談員連絡協議会第二次年次総会が開かれ、全国約一五〇人の相談員が参加、運動法として①売春防止法一部改正の促進 ②婦人保護事業予算の獲得 ③売春への転落防止活動の推進 ④婦人相談の窓口拡張 ⑤婦人相談員の身分確立と保障の五項目が決定され、売春対策に一層努力する旨の決議が採択された。
10月31日	売春対策国民協議会は、第三九回臨時国会の最終日売春防止法改正案(第三八回通常国会提出)が廃案になることなく、次期国会に「継続審議」されるよう、要望をもって参議院法務委員長、同理事、婦
11月20日	人議員らに陳情した。第三九回臨時国会は三一日閉会、売春防止法改正案は再び継続審議となった。
12月18日	麻薬対策協議会が発足、加盟団体は全国各地婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟、日本キリスト教婦人矯風会、主婦連合会、救世軍、全国社会福祉協議会および東京都民生委員連合会婦人部で、事務担当は厚生省薬務局薬務課が行なうこととなった。会長は神近市子氏。
12月31日	東京都定例都議会では「性病予防法の改正に関する意見書」を決議し、総理大臣および厚生大臣あて提出した。

2月5日	売春対策審議会は総会を開催、売春対策の諸問題について審議するとともに売春の現状を憂慮して、売春防止法の徹底を図るよう「売春防止法の徹底に関する要望書」を政府に提出した。
4月1日	売春対策国民協議会は、売春対策の見地から、東京オリオンビック開催の延期あるいは辞退の措置をとるよう、東京都知事に要望書を提出した。
4月27日	三六六年六月、第三八回通常国会に参議院から議員提出された「売春防止法改正案」は第
5月	四〇回国会まで継続審議となっていたが、四月二七日法務委員会が廃案となることに決した。
5月21日	日本キリスト教婦人矯風会、四月二五・二七日開催の全国大会において、東京オリオンビックにそなえて社会浄化運動を強化するよう決議、五月政府に要望書を提出した。
	売春対策審議会が開かれ、売春対策の諸問題について審議「売春防止法制定以来六年間の実績と今日の問題点」をとりまとめ政府に提出した。内

昭和三七年(一九六二年)

12月20日	売春対策国民協議会、全国婦人相談員連絡協議会、全国婦人保護施設連合会、全国社会福祉協議会連名で、昭和三七年度売春対策関係予算獲得に関する陳情書を、自民党社会部長に面会提出した。
12月21日	全国社会福祉協議会の主催で「緊急予算獲得大会」が開かれ、社会福祉関係者約一、〇〇〇人が参加、つづいてデモ行進を行なった。一方、予算獲得について大蔵省へ陳情した。

6月1日	容は①人身売買、②売春業者の転業、③性病、④売春婦対策、⑤麻薬対策の五項目からなっている。	8月15日	開催され、関係当局への要望と協議を行なった。	6月10日	大阪市は、更生婦人の援護対策を強化するため「婦人相談協力員」を新設、地域婦人四人を委嘱した。	9月5日	売春対策国民協議会は代表者四人が大蔵大臣に面会。三八年売春対策予算の確保について陳情した。	9月10日	労働省婦人少年局は、三六年度四月実施した「風紀に関する意識調査」の結果を発表した。	11月2日	売春対策審議会が開催された。	11月10日	東京では「ぐれん隊防止条例」（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例）を制定公布、一〇日施行された。粗暴行為、不当な客引行為等の禁止が明文化されている条例は全国ではじめてである。	12月31日	労働省婦人少年局主唱の「売春防止特別活動」が全国的に実施された。	6月15日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月10日	全国婦人保護施設連合会は、五月二四日開催された全国婦人保護施設長会議において次の諸点について決議、関係機関へ要望書を提出した。①長期収容施設について ②社会復帰可能にして低賃金のため自立し得ないものに対する対策について ③職業訓練について ④法改正について	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	6月13日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。	7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員一五人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。	7月18日	八大都道府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が	7月15日	全国更生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題をとりあげた部会がもたれた。
------	---	-------	------------------------	-------	--	------	---	-------	---	-------	----------------	--------	---	--------	----------------------------------	-------	---	-------	--	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	----------------------------	-------	---

昭和三十九年（一九六四年）

11月30日
 全国社会福祉協議会、厚生省等の主催による全国社会福祉大会が開催され、第二専門委員会「婦人福祉対策」のあり方のなかで、風紀環境面から

12月14日
 みた婦人福祉対策として売春問題がとりあげられた。

12月16日
 労働省婦人少年局は三十八年二月に実施した「風紀に関する意識調査」（第二次調査）の結果を発表した。

12月20日
 売春対策審議会が開催され、今後の売春問題、麻薬覚醒剤対策等について審議された。

12月31日
 労働省主催の「売春防止特別活動」が実施された。

2月
 東京都民生局では都内全域にわたり、第一回女性転落防止啓発キャンペーンを行なった。これはオリソピックに備え「風紀を正し、女性の転落を防止しよう」とするもので、都内各地で都民を対象とする講演会、懇談会、討論会が開かれた。

2月14日
 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案審議中の一四日、衆参婦人議員懇談会（世話人、紅露みづ、山口シズエ、本島百合子、市川房枝）では新宿、渋谷のトルコ風呂、ボーリング場、スナックスタジオ、深夜喫茶を視察、二五日、懇談会を開き、①深夜喫茶は地方条例にまかせず本法で禁止するよう修正に努力すること、②スナックスタジオは売春にながらおそれがあり、その営業を禁止すること、③トルコ風呂については公衆浴場法を改正し個室を禁止すること、④ボーリング場は営業時間を規制すること、の四項目を両院地方行政、社会労働各委員

2月18日
 会に申し入れた。

2月19日
 婦人団体国会活動連絡委員会（東京キリスト教女子青年会、日本看護協会、日本キリスト教婦人矯風会、日本婦人有権者同盟、婦人国際平和自由連盟、日本支部、全国地域婦人団体連絡協議会）でも同趣旨の要望書を参院地方行政委員会に提出した。

3月18日
 社会福祉法人博愛社々長小橋カツエ氏は一九日死去、氏はキリスト矯風会運動の開拓者として売春防止法の制定にも力をつくした。

4月10日
 売春対策審議会が開催された。

5月
 日本基督教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部、東京YWCA、全国地域婦人団体連絡協議会、日本看護協会、日本有権者同盟の主催による婦人連合会が開かれ、売春問題をとりあげた分科会では、「オリソピックを前に売春等風紀の取締りについて強力な具体策を講じるよう促進

4月30日
 売春対策審議会では総理大臣に対し、東京オリソピックの開催をひかえ、社会環境の浄化、売春防止法の趣旨の徹底、売春防止対策の強化を切望する旨の「売春対策の強化に関する要望」を行なった。

5月1日
 風俗営業等取締法の一部を改正する法律が第四回通常国会を通過、この法律により、風紀営業および深夜における飲食店営業につき、年少者に関する禁止行為を定める等の改正が行なわれた。

5月12日
 上記風俗営業等取締法一部改正案の参議院通過に際し、トルコ風呂、スナックスタジオに対する規制についてもすみやかに対策を講ずるよう附帯決議がなされたが、これについて、厚生省は一二日各都道府県知事に対し、公衆浴場に関する条例を改正し、トルコ風呂の監視を強めるよう、「公衆浴場における風紀の問題について」として次のように通達した。①営業者は、従業員に風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと、②営業者は、従業員に風紀を乱すおそれのある行為を行なわないこと、③営業者は、風紀を乱すおそれのある行為を行なわれないよう常に注意しなければならないこと、④営業者は、前各項のほか風紀が乱されることのないよう必要な一般的予防措置を講じなければならないこと。

6月
 労働省婦人少年局は東京都内に営業する特殊浴場（トルコ風呂）に働くミス・トルコの労働条件、職場環境、家庭生活等について、実情を調査した。

6月19日
 売春対策審議会が開催され、性病対策、覚醒剤対策等について話し合いがなされた。

6月24日
 売春対策審議会総会が開催され、性病対策、昭和四〇年度売春対策関係予算の要求について話し合いがなされた。

6月25日
 衆参婦人議員懇談会では、戸葉里子、本島百合子、山口シズエ、松山千恵子、林塩、赤松常子（代理）の諸氏が映画

9月22日
 生省、労働省、警察庁ならびに全国社会福祉協議会、売春対策国民協議会等の主催による「売春をなくす運動」が、二四日の売春防止法制定記念日を中心に全国的に実施された。

9月24日
 第四回通常国会で、参議院の赤松常子氏ほか一名が発議者となり、売春防止法の一部を改正する法律案を提出、即日、法務委員会に附記された。二六日、審議未了のまま閉会となった。

9月25日
 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律が二四日公布され、七月一四日から施行された。今回の改正の主要点は、第一条第二項の常習的暴力行為のなかにあつたに傷害の罪を加え、その罰則の整備強化をはかることと、第一条の三として独立の条文とした点と、あらたに第一条の二として傷害罪の加重類型として銃砲又は刀剣類を用いる傷害罪を設けたことである。

7月23日	6月21日	6月9日	5月	4月2日	3月31日	1月19日	昭和四〇年（一九六五年）	11月14日	12月11日	12月16日
永山自治大臣兼国家公案委員	東京母の会連合会は、警視庁の摘発をうけた映画「黒い雪」について、「直ちに上映を中止してほしい」との請願書を中央青少年問題協議会長、東京都知事、警視總監、映倫管理委員長に提出し、善処方を要望した。	売春対策審議会が開催され、売春対策の諸問題について協議された。	総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁ならびに全国社会福祉協議会、売春対策国民協議会等の主催による売春をなくす運動が、二四日の売春防止法制定記念日を中心として全国的に実施された。	長津津文雄氏（施設長）が、千葉県館山市に落成、開所式が行なわれた。	売春対策審議会が開催され、売春取締状況、暴力団取締状況、性病対策等について話しあいがなされた。	売春対策審議会が開催され、売春取締状況、暴力団取締状況、性病対策等について話しあいがなされた。	売春対策審議会が開催され、売春取締状況、暴力団取締状況、性病対策等について話しあいがなされた。	「肉体の門」「白日夢」を観覧の後、意見交換を行ない、審査基準について映倫に申し入れを行なった。	売春対策国民協議会は、売春防止法改正について、関係各省から売春対策の現況とその対策について説明がなされた。	売春対策国民協議会は、売春防止法改正について、関係各省から売春対策の現況とその対策について説明がなされた。

「全国働く青少年のための美術展」入選者に労働大臣賞授与
日本ユネスコ美術教育連盟では、全国の五歳から二五歳までの働く青少年男女から、絵画・工作・手芸・彫塑等の作品を募集し、多数の応募作品の中から、特選一八点、入選五九点を選出、一月一五日から二四日まで、東京都銀座三愛電機スカイリング九階で、第二回全国働く青少年のための美術展を開催したが、特選のうち、国際文化会館クロック係の丸山彰一（一八歳）君の油絵自画像に対して、労働大臣賞が授与された。

審査員の選定によれば、第一回展に比し、作品の質が著しく向上しており、働く余暇をさいての精進努力の跡がみられ、一般の展覧会のような会場効果をねらう作品が全くなく、若者らしい誠実な制作態度で好感をもてるような作品が多く、今後が大いに期待されている。一八名の特選者は、一月中に大島旅行をするが、同連盟では、本年一月に開催予定の次回展には、さらに多くの働く青少年が美術作品を出品し、美術を通して、ユネスコ憲章の精神にそって、世界の平和と文化の発展に貢献するよう希望している。

11月29日	11月30日	11月15日	11月18日
売春対策審議会は、近年、早期頭症梅毒を中心とする性病が全国的に急激にまん延して	「マスコミ」と青少年に関する懇談会（座長大浜信泉氏）は総理府で最終総会を開き、映画、出版、放送、広告、各部会の報告を受け、懇談会としての意見をまとめ、総理府総務長官に提出した。四つの部会に共通する意見は、①低俗マスコミの追放は法による規制を避け、あくまでマスコミ製作、提供者の自主規制で行なう。②一方民間人による優良図書推進制度の設置、映倫の強化など、良質なマスコミ育成のために環境を整備、改善すること。	日本基督教婦人矯風会は、トルコ風呂、ヌードスタジオなどを風俗営業に指定して、警察の厳重な取締りを行なうことや、深夜興行映画の営業時間規制などをその要望書を首相、厚相、警察庁長官へ提出した。	売春対策国民協議会主催の売春対策活動家会議が参議院会館で開かれ、全国の婦人相談員、施設関係者の代表のほか、関係団体、労働省、厚生省などが参加した。第一日は松原一彦氏の講演「売春防止法制定一〇年の検討」が行なわれた。第二日は、売春防止法改正問題の討議や売春の実情検討を行なったほか、行政機関に対し、血の通った行政と、婦人保護事業に前向きな姿勢を要求する申し合わせを採択した。第二日は、社会浄化の対策と工夫、純潔運動推進と純潔教育についての討議、売春復活論をめぐっての討論会を行なった。

税理士

税理士は、他人の求めに応じ所得税・法人税・相続税・贈与税・事業税・市町村民税・固定資産税、その他租税に關して次のような事務をおこないます。

(一) 税務代理

申告・申請・不服申立て、過誤納税金の還付の請求等について代理すること。

(二) 税務書類の作成
申告書・申請書・請求書、その他税務官公署(税関官署を除く)に提出する書類を作成すること。

(三) 税務相談
申告・申請・不服申立て、過誤納税金の還付の請求等について相談に應ずること。

資格を要する婦人の職業 ⑨

— 税 理 士 —

以上の業務を行なうについては、中正な立場において納税義務者の信頼にこたえ、租税に關する法令に規定された納税義務を適正に實現し、納税に關する道義を高めることが税理士の職責とされています。現在、全国の日本税理士会に加入している税理士は一四、七五四人をかぞえ、このうち女子が約四〇〇名ほど(推定)います。(昭和四十一年十二月末現在、

日本税理士会連合会(略)

税理士の資格を得るには、税理士試験に合格したのち日本税理士会連合会に申請して税理士名簿に登録を受けなければなりません。業務は地元の税理士会に加入しなければできないことになっています。

税理士となる資格

1 弁護士 2、公認会計士(いわゆる外国公認会計士を含む) 3、税理士試験に合格した者、4、税理士試験の免除科目が所定の試験科目の全部におよぶもの、このうち、3、4については「国税もしくは地方税又は会計に關する事務に従事した期間が通算して二年以上になることを必要とする」とされています。

税理士試験は毎年一回以上実施されますが日時や場所などは官報で告示されます。試験科目は全部一度に受かる必要はなく、一科目ずつ受けることができます。とになっているので、働きながら資格を得るには計画がたてやすいといえます。

昭和四十一年十二月に行なわれた税理士試験をみると、税理補助をして働いていたものの三五%、会社員三六%、公務員二四%となっています。また男女受験者二六、二五一人中合格者八四〇人(一科目を受けたものも入っている)で、そのうち女子が三二人います。科目別にして一〇人に一人か五人に一人は受かっている、実務経験がある人、または働きながら資格を得る人には適しています。

ながら資格を得る人には適しています。合格者の平均年齢は比較的高く、男女平均で、三一〜三五歳が三〇%、二六〜三〇歳が二四%、二五歳が八%で、学歴別にみると高卒四三%、大卒四一%です。最近では、女子の受験者も増加しています。税理士になるためには珠算や簿記の勉強をしておくことが有利です。

税理士の業務は、税務代理、税務書類の作成、税務相談の三つですが、現在の税理士は、本来の業務のほか経営指導、労務管理、時には身の上相談にまで応ずるといふように中小企業の顧問的役割を演ずる場合が多くなっています。そのほか記帳・決算事務等も業務の一つになっています。

つぎに、日本税理士会連合会がしめしている報酬規定の一部を紹介しましょう。

一、顧問報酬

① 個人の顧問報酬(月額)(報酬額)
総所得金額
100万円未満 5,000円
100万円 " 10,000円
200万円 " 10,000円
200万円 " 10,000円

② 法人の顧問報酬(報酬額)
資本金
100万円未満 10,000円
100万円 " 10,000円
1,000万円 " 30,000円

二、税務代理報酬
① 所得税 (報酬額)
総所得金額
50万円未満 10,000円
50万円 " 10,000円

② 法人税 50万円 " 5,000円
(報酬額)
50万円未満 5,000円
50万円 " 5,000円
50万円 " 5,000円

③ 相続税 50万円未満 5,000円
(報酬額)
50万円 " 10,000円
50万円 " 10,000円
50万円 " 10,000円

④ 贈与税 50万円未満 5,000円
(報酬額)
50万円 " 10,000円
50万円 " 10,000円
50万円 " 10,000円

それぞれの報酬額に、共同相続人一人を増すごとにその報酬額の二〇〇分の一〇を加算する。

三、税務書類の作成報酬
① 所得税 報酬額の二〇〇分の三〇
② 法人税・相続税・贈与税 報酬額の二〇〇分の三〇

四、税務相談報酬
口頭によるもの 5,000円
書面に " 10,000円

五、法定添付書面報酬
(金額はいずれも最高額を示す)
100,000円

資料ダイジェスト

カナダにおける

婦人記者の状況

カナダ労働省婦人局

(Labour Gazette)

一九六六年九月号

“Labour Gazette”はカナダ労働省が発行している月刊誌であり、毎号、婦人局で何らかの記事を載せている。今回紹介する「カナダにおける婦人記者の状況」は、一九六四年にカナダ婦人記者クラブ

によって実施されたジャーナリズムの全分野における女子の労働条件に関する調査の結果概要である。この調査は、二九六人の婦人記者から寄せられた回答を分析しているが、これら回答者は、全員がフルタイム労働者であり、そのうち半数以上が新聞・雑誌部門で、四分の一が宣伝・広告部門で働いている。報告は、主

表 1

	1961 年 国勢調査	カナダ婦人記者 クラブ調査
30歳未満	29.4	12.0
30～39歳	26.2	21.5
40～59歳	36.5	56.0
60歳以上	7.9	10.6

この調査の回答者の平均年齢は、カナ

回答者の教育水準は国勢調査より幾分高く現われた。国勢調査では婦人記者の約五分の一が大学の学位を持っており、

ダにおける婦人記者の平均年齢よりかなり高い。それを、一九六一年の国勢調査のデータと比べると表1のとおりである。

報酬

回答者の所得の平均は、年間六一五〇ドルであったが、国勢調査では婦人記者は三二〇〇ドルであった。後者は自家営業を除いたものである。国勢調査ではこの分野の女子の六四％が四〇〇〇ドルより少ない所得しかない。しかし、この調査ではそれに該当する者はわずかに一六％であった。

さらに、賃金率の比較は国勢調査とこの調査に使われた範囲がやや異なるため除外された。国勢調査では一％が一年に六〇〇〇ドル以上の所得があり、この調査では二九％が七〇〇〇ドルをこす。調査対象者の半数以上（一八八人）が十分な給料しか支払われていないと言っており、六人が給料をもらっていないと述べている。

とはいえ、賃金の平均率は男の同僚達に比べて低い。この不均衡は都市中心地では最も小さく、小都市では最も大きい。

年齢

教育

これに対してこの調査では三分の一が大学の学位の保持者であった。また、一割強が大学研究科で学び、五分の一は外国語に熟達していると報告されている。

家族関係その他

配偶関係は、国勢調査とこの調査とも殆んど同じ結果が出ており、単身者は国勢調査では四二％、この調査では四一％となっている。しかし、離別者は、国勢調査の方が低く、三％であるのに対し、この調査では九％である。回答者のうちの二二％が子供があると答え、そのうち三〇％は孫がいると答えている。

表 2

	人数	%
生活の必要 所得の補充	137	46.0
たいくつ 個人の満足	43	15.0
その他	11	4.0
	95	32.0
	9	3.0

働く理由を尋ねた質問に対し、表2のような回答が寄せられた。出世の可能性についての質問に対し、一四人は、その機会があると答えたのに対し、一四

〇人は、それを否定した。七八人からの回答に、女性昇進の道から除外されているという意見が述べられており、それに対し一二四人は反対意見であった。三分の一強（一〇六人）は、昇進に対し熱心であり、一七人はそうでない。管理者の態度について、「よくない」という回答者は一人もなく、「微温的

職歴

勤続期間に関する回答では、現在の業務には平均六年半勤続しており、八・八年間同じ雇い主の下で働き、一四・四年間の職業で働いていることが明らかにされた。現在の雇用関係に入った経緯は、六〇人が事務或いは秘書の仕事から転職し、五三人が短大や大学のジャーナリズム科で学び、六九人が関連職業から転職したと報告している。

平均労働時間は、一週三七・五時間であるが、七割強は、時々時間外労働をすると報告している。しかし、超勤手当を得ている者は四分の一だけである。

(16ページつづき)

ため、事業場が共同して実施できる途を積極的に推進することとした。またこの制度のために企業に雇用されているホームヘルパーは、身分的にも安定し、中高年婦人の新しい職業分野として注目されており、未亡人その他中高年婦人からの要望も多いので、中高年婦人雇用対策の面からもこれが推進をはかってゆくこととしている。

婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

定期刊行物（昭和41年11月受入）

資 料 名	月号別	発 行 所	主 要 目 次
労働統計調査月報	10月号	労働省 労働統計調査部	○41年上半期の労働経済の動向 ○雇用動向調査結果の概要
職業安定広報	10月 21日号	労働省職業安定局	○職業研究所設置の構想
"	11月 11日号	"	○高年齢者の雇用対策
日本労働協会雑誌	11月号	日本労働協会	○わが国の工業化と賃金構造近代化について ○地域別賃金格差と労働市場
国際交流 労政時報	No. 62 1872号	" 労務行政研究所	○西独の経済成長と労働力の構造変化 ○42年学卒者の予定初任給と41年の実施初任給
The Labour Gazette	9月号	カナダ労働省	○Presswomen: Their Status in Canada

（昭和41年12月受入）

職業安定広報	Vol. 17 34	労働省職業安定局	○わが国人口の年齢・就業構造の現状
日本労働協会雑誌	12月号	日本労働協会	○労働供給面にみられる最近の変化
繊維労働	11月号	全織同盟	○全織婦人活動20年のあゆみ（第5回） ○まだ沢山ある婦人問題
ひろば 労働問題	No. 366 1月号	銀行労働研究所 日本評論新社	○座談会「共かせぎと育児の条件」 ○特集一年功賃金と能力賃金
W・I・A	Vol. 4 No. 119	W I A研究所	○最低賃金制の現状と問題点
季刊労働法	冬季号	総合労働研究所	○戦後20年の労基法の運用と解釈
労働研究	No. 199	兵庫県中小企業労 使センター	○婦人労働の諸問題
The Labour Gazette	10月号	カナダ労働省	○Canadian Nurses' Association Convention

（昭和42年1月受入）

労働時報	12月号	労働省	○最近の雇用、賃金動向 ○昭和40年における労働力の流動状況 ○零細企業の雇用、賃金
海外労働経済月報	16巻 第9号	労働省 労働統計調査部	○カナダ——最近の労働力問題 ○イタリア——就業構造とその変化
"	第10号	"	○イギリス——既婚女子の雇用状況
世界の労働	12月号	日本ILO協会	○ソ連・北欧の労働事情視察から帰って ○ソ連の賃金の原則と決定方法
繊維労働	No. 150	全織同盟	○中高年婦人の労働力を有効に活用するために （婦人少年問題審議会）
全電通	1月号	全電通	○婦人の労働——昔と今
看護	1月号	日本看護協会	○職業と賃金と社会的地位
ひろば	No. 367	銀行労働研究所	○座談会・昭和史と共に歩んだ私たち ——女子行員生活のうつりかわり——
東 商	1月号	東京商工会議所	○これからの日本の賃金改善の方向
労務事情 NEWS	No. 91	産業労働調査所	○女子従業員の能力開発
労働法令通信	Vol. 20 No. 1	労働法令協会	○労使関係法運用の実情と問題点(上)
労働問題	2月号	日本評論新社	○結婚退職制度の将来（高橋展子）

女子の就業者数と完全失業者数 (1966年9月)

産 業	女 子	男 子	男女計の うち女子の 割合	女子雇用 者の産業 別構成率	女子の前 年同月と の比較
	万人	万人	%	%	万人
就 業 者	1,979	2,939	40.2		+ 20
自 営 業 主	289	716	28.8		+ 15
家 族 従 業 者	769	261	74.7		- 25
雇 用 者	920	1,959	32.0	100.0	+ 31
農 林 業	14	26	34.1	1.5	- 1
漁 業・水 産 養 殖 業	2	19	9.5	0.2	0
鉱 業	3	28	9.7	0.3	- 2
建 設 業	40	224	15.2	4.3	+ 4
製 造 業	308	663	31.7	33.5	- 8
卸 小 売 業・金 融 保 険 業・不 動 産 業	257	361	41.6	27.9	+ 15
運 輸 通 信 業・電 気 業・ガ ス 業・水 道 業	44	266	14.2	4.8	+ 4
サ ー ビ ス 業 務	230	249	48.0	25.0	+ 18
公 務	21	123	14.6	2.3	- 1
完 全 失 業 者	22	20	53.7		+ 2

注 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

— 総理府統計局 労働力調査 —

1人1か月平均現金給与総額 (1966年9月)

産 業 別	女 子	男 子	男子に 対する女子 の割合
	円	円	%
総 数	20,833	42,985	48.5
鉱 業	17,490	43,942	39.8
建 設 業	18,368	39,645	46.3
製 造 業	18,523	41,172	45.0
卸 小 売 業・金 融 保 険 業	21,361	40,523	52.7
不 動 産 業	31,266	65,662	47.6
運 輸 通 信 業	21,980	50,798	43.3
電 気 業・ガ ス 業	26,825	46,232	58.0
水 道 業	29,545	52,255	56.5

— 労働省労働統計調査部 毎月勤労統計調査 —

婦人少年局ニュース

働く年少者の保護運動の実施

労働省主催による働く年少者の保護運動は第二〇回を迎え、「働く年少者の伸びようとする芽を育てよう」を運動の目標とし、十一月一日から一〇日間全国的に展開した。なお中央では働く年少者の優秀生活文に対する労働大臣賞授与、功績顕著な年少労働者福祉員の労働大臣表彰、地方では研究会、懇談会、年少者の集い等、多彩な行事がくりひろげられた。

○婦人少年問題審議会「中高年齢婦人の労働力有効活用に関する建議書」を提出

十一月四日、婦人少年問題審議会は農協会館で総会を開催、かねてから審議を重ねてきた中高年齢婦人の労働力有効活用について、建議書を労働、大蔵、文部、厚生、建設各大臣あて提出した。

○婦人少年問題審議会年少労働部会開催
十一月二五日、婦人少年問題審議会は年少労働部会を開催した。

○看護婦、助産婦の夜勤に関する専門家会議開催
婦人少年局は十一月二二日、如水会館において看護婦、助産婦の夜勤等に関する第一回専門家会議を開催した。

○全国婦人少年室協働員会開催
十一月八日、労働省講堂において全国婦人少年室協働員会を開催、婦人少年行政一般及び地方事情について意見交換を行なった。

○働く婦人の家館長会議開催
十一月九日、労働省講堂において働く婦人の家館長会議を開催、働く婦人の家の現状ならびに今後の運営等について懇

談した。

○中高年齢者等家事サービス職業訓練の訓練指導員研修会の実施
十一月八日、家事サービス職業訓練所の訓練指導員に対し訓練指導員研修会を労働省講堂で実施した。

○国連婦人の進歩のための長期計画に関するセミナー出席
十一月六日、フィリピンのマニラ市において「婦人の進歩のための長期計画」に関する国連のセミナーが開催され、日本からは婦人少年局婦人労働課長補佐の井上繁子氏が出席した。

○国連婦人の地位課長ミセス・ブルース来日
十一月二〇日、前記セミナー出席の婦人労働課長ミセス・ブルース、婦人少年局長の招待により来日、記者会見、講演会、懇談会、視察等を通じて、日本婦人との交流をはかった。

婦人と年少者

第十五巻第一号
通巻百五十二号

定価 六十円 二十六円

編集人 久米 愛

発行人 平林たい子

印刷人 網野 栄

東京都文京区関口一丁目三番三三

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ二
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話 九段(261)九五九七
八七
振替口座 東京一〇七九一四

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和四十二年一月五日 発行
(毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第十五卷 第一号)

定価六十円(送料六円)

- ◆婦人少年問題の展望(高橋展子)
- ◆「中高年齢婦人の労働力有効活用に関する建議書」について
- ◆いわゆる結婚退職制に基づく解雇の効力

婦人少年協会